

平成25年第4回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年12月18日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年12月18日（水） 午前10時11分
- ◎ 閉会日時 平成25年12月18日（水） 午後 3時00分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 山田顯 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	藤谷亘
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	大館光晴
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
給食センター長	(村上芳二)
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	上村政美

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事担当係長	野戸英二

平成 2 5 年 第 4 回 知 内 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(第 1 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 1 1 分 開 議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3 番、山田 顯君、8 番、吉田峰一君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8	議案第 1 号	地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
第 9	議案第 2 号	知内町職員の再任用に関する条例の制定について
第 10	議案第 3 号	知内町職員の再任用に関する条例制定に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について
第 11	議案第 4 号	知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第 5 号	知内町税条例の一部を改正する条例について
第 13	議案第 6 号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第 14	議案第 7 号	平成 2 5 年度知内町一般会計補正予算 (第 7 号) について
第 15	議案第 8 号	平成 2 5 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 16	議案第 9 号	平成 2 5 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 17	議案第 10 号	平成 2 5 年度知内町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
第 18	意見書案 第 1 号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について
第 19	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出席承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

皆さん、おはようございます。

平成 2 5 年第 4 回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は 1 0 人です。

定足数に達していますので、平成 2 5 年第 4 回知内町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、山田顯君及び8番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る12月13日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成25年知内町議会第4回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成25年12月18日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成25年知内町議会第4回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第73条の規定により報告する。

平成25年12月18日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催状況。開催日、12月13日。出席委員、敦澤・木村・森永。

欠席委員、西山・谷口。説明員なし。事務局、村上・野戸。

2. 会期について。今定例会の会期は、12月18日から19日までの2日間としたい。

3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。

4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告2件、議案10件、意見書案1件、議長発議1件である。

5. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり1件である。

6. 議長の諸報告及び説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告は終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長により報告のあったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本日から明日19日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日19日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成25年第3回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成25年第4回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。

第3回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、町づくり懇談会の開催状況についてであります。平成25年10月の8日から11月の1日までの間で町づくり懇談会を開催を致しました。冒頭、昨年度の懇談会で出された課題や意見に対する対応状況を説明後に今年度の町づくりの基本方針であります、7項目90施策についての施策の内容や予算計上及び事業の進捗状況について、資料により説明をし、町づくりの全般についての懇談をさせていただいたところであります。本年度は特に滞納税の縮減に向けた町のこれまでの取組状況と税の不納欠損処分の状況を説明し、更に先般、北海道新聞に掲載されておりましたけれども、国立社会保障人口問題研究所による2040年の人口推計数値では渡島西部3町で人口減少と高齢化が顕著に進展する状況を説明し意見交換をさせていただいたところであります。なお、出席者については、13町内会で204名の方々に出席をさせていただいたところであります。

次に第2点目は、小谷石地区上の沢川砂防ダムからの濁水対策についてであります。

10月26日に小谷石地区上の沢川砂防ダムの水抜き穴から大量の土砂と濁水が上の沢川を流下し、海へ流出する事態が発生致しました。直ちに、施設管理者であります北海道へ土砂・濁水の流出防止対策と河床に堆積した土砂の除去について、緊急要請したところであります。その結果、10月31日に応急対策として水抜き穴を塞ぐ型枠設置工事が実施され、更に河床に堆積した土砂についても除去されたところであります。今後は、恒久的な土砂流出対策を早期に実施するよう、北海道へ強く要望してまいりたいと考えているところであります。なお、発生後、直ちに小谷石町内会へ説明会を開催させていただいたところであります。それで、昨日、土現の方から恒久対策ということで、町内会に説明をさせていただいているところでありますので、付け加えて説明をさせていただきます。

第3点目は、全国町村長大会等各種総会への出席状況についてであります。平成25年11月20日に開催の全国町村長大会、同じく11月21日開催の全国山村振興連盟通常総会、同じく22日開催の半島振興対策促進大会に出席を致しました。大会での決議及び特別決議については、別紙資料としてお配りをさせていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

次に第4点目は、民主党地域政策懇談会への出席についてであります。25年11月25日に役場2階研修ホールで開催の民主党地域政策懇談会に出席を致しました。出席者については、民主党北海道から逢坂第8総支部代表外7名、渡島総合振興局から地域政策課から2名、そして、本町から私と網野副町長、そして、伊藤議長、森永副議長、谷口委員長、西山委員長、森広森林組合長、繁田商工会長、藤谷社会福祉協議会会長、そして、今田副会長、総務企画課から3名、計23名が出席をいただいたところであります。私から知内町単独要望11項目の内、これは既に単独要望として、北海道、それから道議会の皆様方に資料を提出させていただいている中から4点について、特に要請をさせていただいたところであります。1点目は、水産基盤整備事業の整備促進ということで、小谷石漁港の越波対策について。2点目は、木質バイオマスイエネルギーの利活用に係る財政支援措置の拡充について。3点目は、知内川の河川環境向上に向けた対策について。4点目は、小谷石地区総合振興対策の推進についての4項目を要請させていただいたところであります。

次に第5点目は、緊急輸送に関する協定書締結についてであります。12月3日に上磯郡漁業協同組合本所において、町と上磯郡漁協、矢越漁船部会、涌元・前浜船主連合会との間で、道々小谷石渡島知内停車場線通行止めにおける緊急輸送に関する協定書を木古内警察署長、小谷石・涌元両町内会長の立会いのもと、締結をさせていただいたところであります。協定書の内容については、道々の通行止めの際、食糧等救援物資や防災・復旧対策のための人員輸送に関し、町からの依頼により、漁協等の協力を得て輸送業務を円滑に実施するものであり、このことによって、災害時における小谷石地区住民の安全確保を迅速に図ることを目的としているところであります。

次に第6点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成25年第3回定例会が25年12月9日に開催されまして、議案第1号として、渡島西部広域事務組合職員の再任用に関する条例の制定について、同じく議案第2号として、渡島西部広域事務組合職員の再任用に関する条例制定に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第3号は、平成25年度、渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）については、全て提案どおり可決されたところであります。

続いて、第7点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。25年

第2回定例議会が10月31日に開催され、承認第1号、承認第2号、専決処分した事件の承認について、議案第1号、平成25年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算について。同じく認定第1号として、平成24年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定について、同意第1号として、監査委員の選任について同意を求めることについては、全て提案どおり承認、可決、認定、同意されたところであります。

続いて、第8点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。25年第2回定例会が25年11月8日に開催されまして、議案第12号として副広域連合長の選任について、議案第13号として、平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第14号として、平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について、議案第15号として、平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、議案第16号については、同じく後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、議案第17号、18号については、専決処分の承認について、全て提案どおり同意、認定、可決、承認されたところであります。

以上、8点について、行政報告をさせていただきました。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、行政報告は終わります。

● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について
（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 経済民生常任委員会委員長（西山和夫）

委員会報告第2号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成25年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年12月18日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成25年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年12月18日。知内町議会経済民生常任委員会委員長 西山和夫。

知内町議会議長 伊藤政博 殿。

記1、調査月日 平成25年10月11日（1日間）

2、調査委員 委員長 西山和夫、副委員長 山田 顯、委員 木村 一、松井 盛泰、泉 政栄、吉田峰一、森永 勉

3、説明員 網野副町長、田中教育長、大野生活福祉課長、福井主幹兼民生係長、

長谷川学校教育係長

4、事務局員 村上事務局長、野戸係長

5、調査事項

(1) 幼保一元化に向けた幼児教育及び保育所（湯の里保育所）の状況と建物の現状について

6、調査意見

近年、少子化等の進行などを背景に社会情勢が大きく変化するなか、子どもを取り巻く環境が大きく変わり、就学前の子どもに関する保育・教育のニーズが多様化してきている。全国的にも幼保一元化を目指す動きが進み幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の設置が増え、これに機能をアップさせた「総合こども園」に移行する構想にもある。

当町においても少子化が進む中で、施設体制については、公立の湯の里保育所・知内幼稚園、民間の知内保育園の3施設があり、年間の出生数については、これまで30名以上あったが平成24年度においては22名、今年度においても25名を下回る状況にあり、今後も減少傾向が続いていくものと推測される。

このような中で、諸課題も多く、湯の里保育所園舎については、築後40年を経過し、一部改修を行いながら今日に至っているものの、老朽化が激しく耐用年数は限界に近づいているところである。さらに、知内幼稚園園舎においても、築後37年を経過し、湯の里保育所同様に老朽化の様相を呈している状況となっている。

子どもの受入体制では、幼稚園と保育所（園）の入所要件で、子どもを預けることができる年齢や保育時間等に違いがあり、保護者の一部で、教育における部分で幼稚園を希望したいが、時間的な問題などで保育所（園）に入所せざるを得ない状況にあり、もう少し選択肢を広げてほしいなどの意見も聞かれる。

また、0歳児については、民間の保育園が現状では受入をしていないため、湯の里地区以外で必要性のある保護者は、湯の里保育所へ入所させなければならない事情にもある。さらに、出生数で見えていくと3施設の運営上の問題など色々課題はある。

このような状況の中で、今後の3施設の運営や施設環境、さらには、社会的生活を必要とする乳幼児の健全育成を考えた時、幼保が一体となった保育・教育を行うことが一番望ましいことではないかと思われる。

幼保一元化については、執行方針の中でも検討することを謳っているが、現状ではまだ進んでいない状況にあり、一元化することにより当然のことながら保育時間を保育所と同様にすることや幼稚園で行っている特別支援教育の継続実施、さらには、感性の豊かな時期に異文化体験のできる人的環境・物的環境を整えた施設とすることで、外国人の人々を理解する基礎を作り、知内の将来を担う子どもたちへの重要な投資となるような国際研修制度の創設なども望まれるところである。今後、町として乳幼児期の保育・教育をどのように考えていくのか、民間も含めた形での協議も必要となってくると思われることから減速しないよう時代のニーズに合わせ早急に取り組んで頂きたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

なお、只今報告がありました、同委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう議長からも要望します。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

3番、山田君。

◎ 3番（山田 顯）

今年の第2回定例議会での一般質問に関連して、9月定例会で追跡質問した、波力や潮力、潮流発電について、もう一度、質問させていただきたいとそう思います。

9月定例会の際の町長の答弁では、町の意向を受けて北海道が行うものであることから、北海道の判断となり、応募にあたっては複数の企業が手を挙げることが前提となることから北海道が全企業を調べたら、現在、2社より手が挙がっていないということで、道の職員が来庁して説明をした内容では、北海道からの応募は厳しいと、このような話をしておりました。それから、また民間企業以外に大学などの試験や研究機関でも海域の利用見込みがないか、さらには潮流発電の受入れができないのか検討中とありましたが、実は先のですね、道新に再生可能エネルギーとして波力発電のその可能性を信じてですね、35年間研究を打ち込んできた元室蘭工業大学のアベトミジさんという方が新聞で報道されております。大学退官後20年経った今も意欲を燃やしてですね、執念の研究者がいます。彼の手がけた波力発電が韓国で完成しようとして今している。スリランカなどでも調査に協力しており、振り子式の装置の能率には非常に自信があると彼は言っています。だが、日本政府は太陽光や風力発電に重点を置き、波力発電の研究予算は削減したり、2000年にはそのプロジェクトなども裁ち切りになったという経緯がありますが、太陽光や風力に比べ、天候に左右されず安定的に発電ができる、ましてや、海に囲まれた日本は、最適の環境と可能性を確信したとワタナベさんらは、海面に並行に渡した軸に鉄板をぶら下げて、その鉄板が波の振動を受けて、揺れる力を油圧ポンプが作動する振り子式装置を考案したということなんです。課題とされていた装置の耐久性とか、発電効率の両立にも成功し、国内外の日本の国だけでなく、内外からも波力発電研究をリードしているということです。これこそがですね、国を説得し、道を説得してですね、そして、この知内町小谷石、矢越海岸に北海道で初めての波力発電の第1号を完成すべきと思うが、町長の所見を伺います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、3番議員から追跡質問ということでご意見いただきましたけれども、私も小谷石振興を今、掲げさせていただいて、何とか要するに代替エネルギーとして進められている、国も示している潮流発電なり、今、波力といいましたか、いろいろとあるみたいですが、ただですね、先般も第3回定例会のときの追跡質問でもお答えさせていただきましたけれども、今、国が進めようとしているのがなかなか要するに自治体の方

に伝わってこないというのが現状であります。ですから、こちらは北海道と要するに連携を取らなければならないということが大前提にあるということであり、それから、先般も申しあげましたけれども、海洋再生可能エネルギーの実証フィールドの公募、これは先般も2月末でありますけれども、今の状況だったら、要するに要望できる状況にないということをおっしゃっていただきましたけれども、現状はですね、変わっておりません。そのときから見て。ただですね、今、いろいろと3番議員からご指摘いただきましたので、その状況をですね、うちらとしてもきちんと捉えさせていただいて、うちが今、どんな形でそれを動けるのか、それは再度、検証はさせていただきますけれども、残念ながらと申しますか、今の状況であれば、すぐに手を挙げて要するに応募できる、そして、実現に向けてるといふのは少し時間を要するのかなというふうな今、時点でも考えているところでもありますので、その点についてご理解いただければと思います。いずれにしてもその辺の情報は、うちの政策室長の方にきちんと情報は収集せよということをおっしゃるので、きちんと対応ができるというふうな判断をさせていただいた場合については、積極的に手を挙げたいというふうな思っています。それで、先般、今、新聞記事を紹介していただきましたけれども、函館新聞の11月4日の函館市の状況を見て、国の基準は上回るの、何とか汐首沖やらせてもらいたいというふうな状況ありますけれども、これも新聞が出たときにすぐ道の担当と連絡を取らせていただきました。ただ、今、函館市は、そういう思いがあるんだろうけれども、北海道としてはなかなか民間企業との連携も今、ままならない状況の中で、状況は変わっていないというふうな報告を受けておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。今、山田議員は、今回の6月定例のときの一般質問に対する追跡質問であります、あくまでもその範囲内の質疑でありますので、その辺を留意の上ですね、質問していただけたらと。今、新たに波力発電という言葉も出てきております。今回の質問、それがメインかと思っておりますけれども、6月定例ではそのことはあまり触れておりませんので、その範囲内であくまでも6月の一般質問の範囲内で質疑をお願いします。

3番、山田君。

◎ 3 番（山田 顯）

私は6月の際にですね、波力、それから、いろいろな形の今の波を使った潮流とか、潮力、それから、波力、こういう3種類、それが小谷石には適当だろうというような質問をしたわけです。それで、ちょっと付け加えたいのはですね、10月の8日に北斗市のかなで一で、日銀の函館支店長、中川忍さんという人がアベノミクスのもとでの道南経済、これは講演の際、皆さん出席してはいますが、アベノミクスのもとでの道南経済と成長戦略の講演の中でですね、関門海峡は既に潮流発電は始まっているとこういう話をしておりました。津軽海峡を利用した潮力、あるいは、潮流発電所の重要性を盛んに力説しておりました。道立自然公園矢越海岸と津軽海峡のこの潮流、潮力発電をセットにしたですね、観光を含めた知内の観光開発、知内町の飛躍的な発展につながるとこのように思っておりますので、もう一度、町長。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員言われますように、うちらもいろいろと今、調べさせていただいております。それで、先般、独立行政法人の新エネルギー産業技術総合開発機構が発表しております、海洋エネルギーのポテンシャル、潜在エネルギーの将来見通しということも出ております。これがですね、見てびっくりしたんですけれども、原子力発電所1,380基に相当するエネルギーが日本は保有していますよ。そして、津軽海峡では、原発2基分エネルギーが潜在していますよという発表も出ています。ですから、その辺は十分、うちらの方として、情報として掴ませていただいておりますので、今、言われるように私も何か活用できるのであれば、せっかく小谷石町内会、地域の皆様方の漁師の皆様方に了解をしていただいている区域がありますので、何とかそういう部分も活用できればという考え方は変わっておりませんので、引き続き、少し時間をいただいて取組を見守っていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で山田顯君の追跡質問を終わります。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長より今定例会に提案されてます案件について説明したいという申し出がありますのでこれを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議員の皆様には大変お忙しい中、平成25年第4回知内町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

今議会で上程しております、条例制定、改正関係議案が6件、それから、補正予算議案で4件の合わせて10件であります。議案第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、函館市を中心として渡島檜山管内全市町が定住自立権構想を進めるために協定の締結について、構成市町ごとに条例の定めが必要となることから条例制定するものであります。

議案第2号の知内町職員の再任用に関する条例の制定については、公的年金の支給年齢が引き上げられ、公務員の公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることから、職員の再任用により雇用と年金の接続を図るため、条例制定するものであります。

議案第3号の知内町職員の再任用に関する条例の制定に伴う関連条例の整備に関する条例の制定については、議案第2号の知内町職員の再任用に関する条例の制定に伴い、関係する4条例について条文の整理をするものであります。

議案第4号は、知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を改正する条例については、議案第2号、知内町職員の再任用に関する条例の制定に伴い、知内町が嘱託する者との報酬額の均衡を図るため改正するものであります。

次に議案第5号は、知内町税条例の一部を改正する条例について、並びに議案第6号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、本年、6月12日公布の地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する

省令に伴う改正であります。

議案第7号、平成25年度知内町一般会計補正予算は、歳入歳出に1億3,906万円の追加補正であります。主な内容については、共聴施設対策事業補助金で3,496万8千円追加、渡島西部広域事務組合負担金に9,595万2千円の追加、浄化槽設置費補助金に520万円のそれぞれ追加であります。

続きまして、議案第8号については、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算は、歳入歳出に38万4千円の減額補正であります。主な内容は国庫補助金精算返還金771万1千円ほかの追加と予備費の減額の差引きによるものであります。

議案第9号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出に49万1千円の減額補正であります。主な内容は後期高齢者医療広域連合納付金の減によるものであります。

議案第10号、平成25年度知内町水道事業会計補正予算の追加補正の主な内容は、消耗費に不足が見込まれることから16万円を追加するものであります。議案の内容につきましては、後ほど各担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

● **議案第1号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について**

◎ **議 長（伊藤政博）**

次に日程第8、議案第1号、『地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ **副 町 長（網野 真）**

議案第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を次のように制定する。本条例制定の趣旨につきまして、説明させていただきます。

本条例は函館市を中心市として渡島檜山管内全市町が定住自立圏構想を進めるために協定の締結について、各構成市町ごとに条例の定めが必要となり制定するものであります。なお、定住自立圏構想につきましては、人口が5万人程度以上などの一定の要件を満たす中心市と周辺市町村が対一の定住自立圏形成協定を締結し、連携役割分担をしながら生活機能を整備して、圏域全体の活性化を図ることを目的として平成20年から総務省が推進しているものであります。現在、函館市を中心市として渡島檜山全市町が参加して、主にドクターヘリの運航、あるいは、広域観光対策、更に北海道新幹線開業に対応した交通ネットワークの形成、そして、職員合同研修体制の構築等大きく3つの分野での連携に向け、定住自立圏の形成を協議しているところであります。

次のページをお開きください。地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例。

地方自治法昭和22年法律第67号第96条第2項の規定により、議会の議決をすべき事件は次のとおりとする。

第1号、定住自立圏形成協定の締結、もしくは、変更、またはこれを廃止する旨の通告。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

近隣といろいろ提携して、将来的な発展につなげるということですがけれども、知内町の考え方は、どのような考え方でこれに向かっていくのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、提案理由で副町長の方からもお話をさせていただきましたけれども、基本的には今、渡島檜山で大きな課題というのは、ドクターヘリの導入が今、大きな緊急の課題でありました。その中から、どんな形で今、それを進めるかということで、函館市を中心として協議をさせていただいたところでありまして、そのことから今回、工藤市長の判断で函館市の市立函館病院を拠点病院として、ドクターヘリの導入ということの方向を今、決めさせていただいているところでありまして、この自立圏構想の中で、その導入をということで今、進めているところでありまして、まず、ご理解ください。それと、今、基本的には、その自立圏構想の中で今、2016年3月の新幹線開業に向けて、渡島檜山の連携を図れないかというプロジェクトも今、内部検討をしているところでありまして、当然これは渡島管内、檜山も含めてでありますけれども、新幹線開業というのは大きな地域の活性化の起爆剤になるということは、共通認識をしているところでありまして、これは各自治体がそれぞれ取り組むのではなくて、連携をとということをして1つの考え方で今、そのプロジェクトを中心として今、地域振興をとということで進めさせていただいているところでありまして、それと、私は今、担当に話をしているのは、実はその渡島地域連携会議のときに発言をさせていただいたんですけれども、函館近郊というのは、函館空港があり、そして、今、2016年の新幹線が開業するということになりますと、全ての道外からの合宿が、北見・網走市に持っていかれているという状況の中で、何とかその役割を担うことができないんでしょうかということをお話をさせていただきました。そんなことから今、函館市が今、70億円かけての市民センターの改築等が今、進められておりまして、それと旧北高跡地のグラウンドを使ってサッカー場とラグビー場を作るという構想も打ち立てた。その状況の中で、全国から引き合いがあるということも先般、新聞に記事が載っておりますけれども、私は今、渡島西部四町の要するに活性化のために何が必要かということをお考えさせていただいて、スポーツ交流の里づくり、これは知内、うちが要するに拠点となって木古内・福島・松前と連携を図れないかということも各首長には話をさせていただいて、今回、協定の中で、今度は各函館市を中心にして、各自治体が函館市と連携を今、探るといって形になっておりますので、私は今、これが3月に調印式が終

わった後にと言いますか、その段階でうちの方の考え方はもう工藤市長には伝えておりますので、その辺もうちは定住自立圏の中で展開を図っていければというふうな考え方をさせていただいているところでもあります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

町長独自の構想もあるようでありますけれども、スポーツに関してはね、ただ、医療と観光を見た場合に、その最終的にはドクターヘリということになれば、今まで推進してきた高規格道路、これを作って知内に与える影響というのは多大なものがあると思うんですよ。もし、高規格道路ができればね。ただ、その影響と定住で今、やろうとするドクターヘリの関係で、以前はその高規格道路というのは、そういう医療関係、観光関係をスムーズにという動きもあったし、いろいろ構想の中で、いろいろ提案した中で進めてきただろうと思いますけれども、特にその医療だけ見れば、その高規格道路を利用しながら、重症患者を短時間で結びつけるという役割もあったはずなんですけれども、それらを取り除けば、知内町に与える影響というのは負の遺産だと思うんですけれども、今、定住によるドクターヘリと高規格道路の考え方というのは結びつけて考えるのか、それとも全く別だという考え方をするのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。只今議題になっておりますのは、定住自立圏形成協定を議会の議決をするという内容のものでありまして、そのものの協定の中身についてはありません。当然それは議会にこれからかかるということになりますから、そういうことでもありますので、今、西山議員の質問の内容はその協定の中身についての話に移行していますので、質問受けていますので町長から答弁してもらいますが、以降の質問については、一応、その辺を留意されて質問されるようお願い致します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、先ほども申し上げておりますけれども、定住自立圏と高規格の関係の要するに連動性というお話もいただいています。これはですね、定住自立圏の中でそれと連動するという形にはならないと思います。基本的には今、プロジェクトの中で定住自立圏ということでお互いにやるという、それで、私は高規格の部分については、これは今、1 番議員言われるように、町にとって、渡島西部四町にとって大変、重要な要するに道路だというふうに理解していますので、これはこれとして積極的に来年度、実は西部三町の町長方とも今、話をさせていただいて、その要請活動を積極的に来年度進めていこうという確認を取らせていただいておりますので、この定住自立圏と高規格の早期完成というのは、ちょっと別な状況で今、要請をさせていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町職員の再任用に関する条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第9、議案第2号、『知内町職員の再任用に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第2号、知内町職員の再任用に関する条例の制定について。

知内町職員の再任用に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について説明をさせていただきます。平成13年度から始まっております公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに対応し、同年度に60歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度が施行されたところではありますが、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、職員の雇用と年金の接続を図るため、今般、再任用に関する条例制定をするものであります。

条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

それでは、予算説明資料でご説明致しますので、見出しナンバー1、総務企画課資料の1ページをお開きいただきたいと思います。知内町職員の再任用に関する条例の制定についての資料であります。

1番目の提案の趣旨については、今、説明がありましたので、省略させていただきます。2番目の再任用制度の概要であります。(1)と致しまして、制度の運用ですが、年金制度改正との整合性を考慮し、平成26年度より適用するものであります。

(2)の対象者であります。定年退職者等であります。(3)の任用方法については、本人の希望の有無等を確認しながら、職員の従前の勤務実績等に基づく選考により任用することとしております。(4)の任用期間であります。任期は4月1日から3月31日までの1年間を基本と致します。任期の期限については、年金の支給開始年齢の引上げに合わせまして、61歳から段階的に引き上げ、上限は65歳と致します。それで、この資料の3ページをお開きいただきたいと思います。この資料の3ページに雇用と年金の接続にかかる再任用期間ということで表を記載してございます。上段の横に年度がございまして、平成25年度・平成26年度に定年退職する方については、再任用の期間は1年間です。27年度・28年度に定年退職される方の任期については、2年間ということになります。以降、そういう形で2年ごとに1年

ずつ任期が延びまして、平成33年度の定年退職者からは5年間の再任用期間ということになります。資料の1ページに戻っていただきたいと思います。それで、(5)番の勤務形態であります。勤務形態はフルタイムと短時間勤務の2つの勤務形態を想定しております。これは職員の年齢構成等を考慮しながら決定をしていきたいと思っております。(6)番の勤務内容であります。職員が退職前に得た知識・経験等を勘案した内容とすることにしてしております。次のページです。(7)の給料ですが、フルタイムの勤務職員につきましては、下記給料月額表の通りということで、下の方に表ございますが、職務の級は1級、給料月額は18万5,800円を想定しております。なお、短時間勤務職員の給料につきましては、勤務時間に相当した給料月額ということで想定しております。なお、昇格・昇級は予定してございません。それから、(8)番の手当でございます。支給する手当については、そこに記載のとおりで、期末勤勉手当の支給額については、表に記載してございますが、右端の計の一番下の計、2.1カ月を予定しております。それから、支給しない手当については、扶養手当・住居手当・寒冷地手当・退職手当等ということになってございます。(9)の勤務関係については、そこに記載のとおりでございます。それと、(10)の定数の管理であります。フルタイム勤務職員については、定数管理の対象となります。以上、説明を終わらせていただきます。

なお、附則と致しまして、この条例は、公布の日より施行致します。以上で終わらせていただきます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、木村君。

◎ 2番(木村 一)

只今の職員の再任用制度、これは新規採用との例えば、退職後の再任用と新規採用する人の雇用との整合性を将来、どう考えていくのか。例えば、再任用期間、平成25年から3年間どんどん延びていくということは、新たに採用する人を抑制するという考えは別に持っていないと思うんですけども、その辺の整合性、ちょっと考え方あったらお願いします。

◎ 議長(伊藤政博)

副町長。

◎ 副町長(網野 真)

只今、2番議員のご質問についてご説明をさせていただきます。今、総務企画課長の方からも説明ありましたとおり、フルタイム職員については、定数のカウントをするということでございますので、現在のところ、定数余裕はあるわけですが、実際問題、この2年間については、再任用期間1年ということですが、その後、2年・3年・4年・5年という形で延びていきます。それで、実は平成30年3月のときに定年退職者が6名出ます。そのときが一番近い年度では多いのかなというふうに思っております。それで、このときの再任用期間が3年間ということになるわけですから、かなり職員採用の面では、難しい状況に今なってくるというふうに考えております。それで、当分の間については、当然、新採用のある部分は抑制もしながら再任用もしていくということになるわけなんですけれども、当分の間、フルタイムでの雇用ということは今、現在考えておりますけれども、再任用職員が多くなる時点にあっては、短時間勤務ということも含めて再任用職員の雇用も確保しつつ、可能な限り

新規採用の職員も取っていくというような形もできればということで考えているところですが、いずれにしても、再任用職員がいるということの中では、新規職員の採用を少なからず抑制をせざるを得ないという状況にあることも確かでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2番（木村 一）

なかなか新規採用してもらえないという、若い人の希望が、例えば、公務員になりたいといってもなかなか叶ってもらえないというか、厳しいところがこれからの若い人にあるのかなという気がするんですけども、何とかその辺を例えば、フルタイムじゃなくて、例えば、ある程度、時間的に別な方法でとりながら、新規採用はやっぱり抑制しないようにしてという、今後のやっぱり知内町に定住してもらおうという、そういう町長の将来的な構想の考えも子どもを作るとあるのであれば、やっぱりその辺をもう少しやっぱり考えていってもらわなきゃというふうに思うんですけども、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、再任用の関係でご指摘をいただきました。ご意見をいただきました。私も同じ思いであります。若い人方が働ける環境づくりということを私は行政の大きな柱として行政運営をさせていただいておりますので、ただ、この制度ができたことによって、要するに年金の支給年齢が要するに引き上げられるということは、これは無視できない話であります。ですから、今、2番議員が心配されているのは私も当然同じ考え方を持たせてもらっていますので、できるだけやはり新規の職員を確保しつつ、そして、再任用の制度もうまく運用をしながら如何に新規の職員を抱えられるか、これは1つの大きなこれからの課題であろうというふうに認識をさせていただいておりますので、その辺は十分、考慮をしながら対応をさせていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

これ希望する場合ですね、職員の新規採用等の計画の中でもいろいろあるだろうと思うんですけども、その意思表示というのは何月までにするんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、質問の中にあつたとおりに新規採用との関連もございまして、それに支障のない時期に希望を取りまとめる予定であります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先ほど、副町長の方から平成30年に6名の退職者が出ると。これが全て希望されれば6名雇用せざるを得ない状況になると。その中で新規採用計画に基づいて今まで

ずっとやってきたところだろうと思うんですけれども、その採用を抑制せざるを得ないような状況が生まれた場合ですね、すみません、もう少し考えます。やり直します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

同じような質問なんですが、資料の1ページの提案の趣旨の中に最後の方にですね、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員について再任用することとした者とあります。ですから、これは希望した方は全て再任用するというふうにも取れますが、その下の（3）のところに、勤務実績等に基づく選考により任用するというふうにありますので、これは町の方で選考をして、再任用しない場合も有り得るということだと思えます。ですから、その辺の差違といいますか、その時点の町の都合といいますか、そういうことも選考理由の中に入れて選考するのか、それとも、再任用希望した者は全て再任用するというふうにとった方がいいのか、その辺、お答え願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

ご説明を申し上げます。この提案の趣旨のところに書いてありますとおり、基本的には公的年金との接続ということが基本でありますから、基本的にはご本人の希望をまず、尊重して、それは再任用という形で仕事の継続ということになろうというふうに思っております。ただ、こちらの任用方法のところに書いてありますのは、例えば、体調その他の面でどうしても勤務に耐えない状況、例えば、退職間近のときに体調を崩されてしばらく休職されていたりというような場合には、改めてご本人と面接をした上で、本当に勤務が耐えられるのかどうかとか、そういうようなこともしながら総合的に判断していきたいという考え方です。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

只今、体調理由などを考慮してというふうなお答えでしたが、そのような問題がない場合は希望した者は全て再任用されるというふうに捉えてもいいんだと思いますが、そのときの町の事情といいますか、そういうのは考慮の中に入らないというふうに取っていいんですか。選考理由の中に町の事情が考慮されないというふうに取っていいんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

今の事情というのが詳しくちょっと理解できないんですけれども、例えば、退職する職員が多くて、一方では先ほどの議論になろうかと思うんですけれども、新規採用との兼ね合い云々ということがあろうかと思えますけれども、そういう新規採用が取れないから再任用を本人が希望してもそれは万やむを得ず町としては受けないという考え方は基本的には持ってございません。ただ、先ほども申し上げましたけれども、今、当分の間はフルタイム勤務ということで再任用の職員の方をお願いをしたいとい

うことを考えておりますけれども、定数の関係もございますし、あと、できる限り新規採用、これは私どもだけでなくて議員の皆様方も同じ思いかというふうに思いますけれども、できるだけ若い人の雇用も何とか確保していきたいということからいくと、例えば、再任用職員を多く抱える時期にあつては、場合によっては短時間勤務をお願いしながら職務を回していくということも併用しながら考えなければならないのかなというふうに思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほど副町長の方から平成30年に6名の退職者がいるという、単純に考えれば、新規採用6名減った分、6名の採用になるわけですよ。それをゼロとこれから考えていくのか、それとも、ある程度、1名なり2名なり新規採用はある程度、たとえ今までの採用計画が3名のところ、退職者が3名で希望したから本来はゼロだけでも、あくまでもそういう数字合わせでこれから計画が進んでいくのか、それとも、ケースバイケースである年になれば、新規も採用していくんだという、また別の枠で採用計画を持っていくのか、今後の考え方お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

新規採用の関係で議員の皆様方からご心配での意見をいただいているというふうに思っています。私も今、そんな考え方を持ってしまして、要するに定年退職3名おりました。その3名が全て再任用の希望をしました。そしたら、退職時に3名退職ということは、新規3名ということで今、採用できたんですけども、それが要するに採用できなくなるんじゃないですかというご質問だと思っておりますので、私はできるだけ新規採用は要するに100パーセント再任用という希望があったにせよ、その新規採用については、採用していきたいという考え方であります。ですから、今こうしますよということはないかなと言いきれませんが、その再任用を受けるにあたって、一般事務職として要するに再任用できるのか、別な嘱託として再任用できるのか、これはケースバイケースで考えさせていただければというふうに思っています。ですから、議員の皆様方が心配をされております新規の部分については、できるだけ新規採用をしていながら再任用の希望のある職員の希望を要するに答えながらというふうに今、対応させていただければと思っておりますので、それで、ここ2・3年については、そういう今、心配が私はないと思っております。ですから、今、言うように、大量の退職者が出たときに果たして新規がそこで採用できるかというのが1つの課題でありますので、これはちょっとしばらくというか、時間がありますので、内部で十分検討をさせていただいて、新規採用の部分の枠をですね、できるだけそんな形で採用をしていければという思いでありますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内町職員の再任用に関する条例制定に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第10、議案第3号、『知内町職員の再任用に関する条例制定に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長 (網野 真)

議案第3号、知内町職員の再任用に関する条例制定に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について。

知内町職員の再任用に関する条例制定に伴う関連条例の整備に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について説明をさせていただきます。

議案第2号の知内町職員の再任用に関する条例の制定に伴い、知内町職員の給与に関する条例、知内町職員に対する寒冷地手当支給条例、職員の定年等に関する条例、知内町職員の勤務時間休暇等に関する条例の4条例について、議案第2号の関連によりまして条文の整理をする内容のものであります。条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

説明資料で説明をさせていただきますので、総務企画課4ページをお開きいただきたいと思います。

知内町職員の再任用に関する条例制定に伴う関係条例の整備に関する条例の資料であります。

1番目の趣旨については、省略をさせていただきますので、2番目の改正内容でございます。第1条につきましては、知内町職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、再任用職員にかかる給料表、各種手当てに関する必要な改正であります。

第2条につきましては、知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部改正でありまして、再任用職員を除外する規定の追加であります。

第3条につきましては、職員の定年等に関する条例の一部改正でありまして、再任用に関する条例の制定に伴い必要な条文をそれぞれ整理するものであります。

第4条につきましては、知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でありまして、再任用、短時間勤務職員にかかる勤務時間、週休日、休暇に関するそれ

ぞれ必要な改正を行うものであります。

なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第4号、知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を改正する条例について。

知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

次のページであります。知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例の一部を改正する条例。

知内町が嘱託する者に対する報酬等支給条例（昭和59年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中、「192万円以内」を「240万円以内」に改める。

附則と致しまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

詳細につきましては、総務企画課資料17ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程12、議案第5号、『知内町税条例の一部を改正する条例について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第5号、知内町税条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例の一部を改正する条例。

知内町税条例(昭和47年条例第15号)の一部を次のように改正する。

説明につきましては、資料で行いたいと思いますので、総務企画課資料18ページをお開きいただきたいと思います。

知内町税条例の一部を改正する条例の概要であります。今回の改正につきましては、平成25年6月12日公布の地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に伴う改正であります。今回の改正の内容は、個人町民税に関するものでありまして、1点目は、公的年金等からの特別徴収制度の取扱いで、納税義務者が町外に転出した場合も特別徴収を継続することとした改正に伴う規定の見直し、それと、年金所得にかかる仮特別徴収税額の算定方法の見直しであります。

施行期日は平成28年10月1日。町税条例の改正条項及び関係する地方税法の条項は、そこに記載のとおりであります。

2点目につきましては、金融所得課税の特例で上場株式等にかかる配当所得や譲渡所得等にかかる課税の特例について計算方法を定めることとした改正と法令の改正に伴う引用条項の削除、繰上げ等を行うものであります。施行期日は、平成29年1月1日でありまして、町税条例の改正条項、関係する地方税法の関係条項は記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。なお、19ページから41ページまでにつきましては、新旧対照表となっておりますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第6号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第6号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページであります。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例(昭和34年条例第16号)の一部を次のように改正する。

内容につきましては、説明資料で行いますので、見出しナンバー2、生活福祉課資料1ページをお開きいただきたいと思えます。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要であります。内容につきましては、先ほどの説明と同じでするので省略をさせていただきます。

改正内容は、金融所得課税の特例に関するものでありまして、上場株式等にかかる配当所得や譲渡所得等にかかる課税の特例について計算方法を定めることとした改正と法令の改正に伴う引用条項の削除、繰上げ等を行うものであります。

施行期日につきましては、平成29年1月1日となっております、改正条項、関係する地方税法条項は記載のとおりであります。

なお、2ページから6ページまでにつきましては、新旧対照表となっておりますので、ご参照いただきたいと思えます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成25年度知内町一般会計補正予算（第7号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号『平成25年度知内町一般会計補正予算（第7号）について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第7号、平成25年度知内町一般会計補正予算（第7号）について。

平成25年度知内町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億706万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

説明は歳出より行いますので、16ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費に158万5千円を減額し、6,511万1千円とするものであります。内容につきましては、1節報酬で合計105万3千円を減額するものですが、議員報酬減額措置に伴うものであります。2節給料から4節共済費までは、職員の異動、共済負担金の率の確定に伴い、それぞれ減額するものであります。18節備品購入費では、ファクシミリを更新するため3万8千円を追加するものであります。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に169万9千円を減額し、1億9,947万8千円とするものであります。内容につきましては、2節給料で特別職の給料減額措置と職員の異動に伴い、合わせて170万円を減額するものです。3節職員手当等から7節賃金までは、職員の異動等によりそれぞれ追加、減額するものであります。

次のページです。3目財産管理費に45万円を追加し、2億5,710万8千円とするものであります。内容は7節賃金、16節原材料費で庁舎及び職員住宅等維持補修費に不足が見込まれることから、合わせて45万円を追加するものであります。

次のページです。11目地域会館管理費に15万円を追加し、2,003万5千円とするものであります。内容は7節賃金、14節使用料及び賃借料で地域会館維持補修費に不足が見込まれることから合わせて15万円を追加するものであります。

次のページ、12目自治振興費に3,551万7千円を追加し、6,627万2千円とするものであります。内容は8節報償費で、知内町顕彰条例に基づく功労・善行表彰及び職員表彰にかかる記念品として9万7千円を追加し、19節負担金補助及び交付金で湯ノ里地区共聴施設対策事業助成金として、2地区合わせて3,496万8千円、光ケーブルの移設工事負担金として45万2千円、合わせまして、3,542万円を追加するものであります。なお、共聴施設対策事業費につきましては、国庫補助金で全額充当を致します。また、制度の概要につきましては、総務企画課資料42

ページ・43ページをご参照願いたいと思います。

次のページであります。15目諸費に4万6千円を追加し、124万6千円とするものであります。内容は23節償還金利子及び割引料で町税還付金に不足が見込まれることから4万6千円を追加するものであります。

次です。2項徴税费、1目税務総務費に113万4千円を減額し、4,389万8千円とするものであります。内容は2節給料から4節共済費まで職員の異動等に伴い、それぞれ減額、追加するものであります。

次に3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費に33万3千円を減額し、1,914万7千円とするものであります。内容は2節給料から4節共済費まで同じく職員の異動に伴いそれぞれ減額するものであります。また、9節旅費では、不足が見込まれることから2万7千円を追加するものであります。

次に5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費で補正額はございませんが、節間の移動であります。11節需用費で各種統計調査消耗品の不用額3万円を減額し、1節報酬、3節職員手当、12節役務費にそれぞれ不足が見込まれる額を追加するものであります。

次に41ページをお開きいただきたいと思います。41ページ、7款1項商工費、4目公園管理費に259万5千円を減額し、2,920万4千円とするものであります。内容は13節委託料から22節補償補填及び賠償金で知内墓地造成にかかる入札執行残など不用額をそれぞれ13節委託料で100万円、15節工事請負費で156万2千円、17節購入財産購入費では2万9千円、12節補償補填及び賠償金では4千円をそれぞれ減額するものであります。

次に47ページをお開きいただきたいと思います。47ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費で40万円を追加し、1,334万8千円とするものであります。内容は16節原材料費で町営住宅維持補修原材料費に不足が見込まれることから40万円を追加するものであります。

次のページです。9款1項1目消防費で21万8千円を減額し、2億2,230万6千円とするものであります。内容は19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金21万8千円を減額するものであります。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、生活福祉課関係を説明致します。25ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に163万8千円を追加し、7,447万3千円とするものであります。1節報酬と9節旅費の費用弁償につきましては、民生委員推薦会と福祉有償運送等協議会会議の開催の増によるものであります。2節給料から4節共済費につきましては、職員の異動に伴うものであります。19節負担金補助及び交付金で福祉灯油購入費で197万5千円の助成追加であります。このうち50万円につきましては、地域づくり総合交付金事業補助金が入っております。28節繰出金に38万4千円の減額につきましては、国保会計財政安定化支援事業交付金の確定に伴うものであります。

次に3目老人福祉費に155万4千円を減額し、1億510万2千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で北海道後期高齢者医療広域連合負担金に1

00万3千円の減額で、額の確定によるものであります。

次に28節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金で、55万1千円の減額であります。これにつきましても、額の確定に伴うものであります。

次に27ページ、5目介護保険費に23万5千円を追加し、8,932万1千円とするものであります。2節給料、4節共済費で職員の異動に伴うものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費に179万6千円を追加し、1億3,996万9千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保育士等処遇改善臨時特例事業として142万1千円の追加であります。これにつきましては、知内保育園の保育士等が対象となっております。20節扶助費に児童手当37万5千円の追加であります。出生等の関係で不足が見込まれることから追加するものであります。

次に29ページ、3目児童福祉施設費に25万6千円を追加し、2,988万1千円とするものであります。2節給料から4節共済費につきましては、職員の昇格に伴うものであります。7節賃金につきましては、代替保育士の賃金43万6千円の追加であります。障がいを持った子どもの保育に従事する保育士分の追加であります。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に33万8千円を減額し、4,596万2千円とするものであります。2節給料から4節共済費につきましては、職員の異動に伴うものであります。

次に31ページ、2目の予防費に8万7千円を追加し3,153万1千円とするものであります。9節旅費で研修旅費8万7千円の追加であります。これにつきましては、特定健診等予防のための研修に使う旅費であります。

次に4目の診療所費に13万9千円を追加し、1,879万7千円とするものであります。1節報酬、7節賃金で湯ノ里診療所診療回数増に伴うものであります。

次に33ページ、5目の保健医療総合センター管理費に12万8千円を追加し、1,131万3千円とするものであります。18節備品購入費でパソコンサーバーの無停電装置バッテリーほか備品の購入に追加するものであります。

次に2項1目の清掃費に9,595万2千円を追加し、2億6,080万3千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金として、し尿処理費の施設分として97万4千円の追加、最終処分場処理費として2万2千円の減額であります。なお、し尿施設分につきましては、国からの地域の元気臨時交付金を充当するものであります。以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

続いて、産業振興課関係の補正についてご説明します。

35ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費に27万1千円を追加して、3,304万8千円とするものであります。内容につきましては、職員の異動等によるもので、2節給料、3節職員手当等、4節共済費を追加または減額するものであります。

次に3目農業振興費に150万円を追加して、1億1,957万4千円とするものであります。内容については、19節負担金補助及び交付金に幸連牧場草地更新事業助成金として150万円を追加するものであります。詳細につきましては、予算説明資料でご説明しますので、見出しナンバー3の産業振興課資料の1ページをお開き願

います。1の幸連牧場草地更新に伴う事業費助成であります。事業の目的として、木古内幸連牧場は平成12年から知内町共同育成牧場閉鎖に伴い、木古内町・知内町、両町地区の畜産振興に寄与している施設であります。平成2年の草地更新後、20年以上経過しており、欠株等により計画牧草収量が著しく低下しているため、草地の更新等を行い、事業の一部を助成することにより、両町の畜産農家の安定的な経営を支援するものであります。事業名については、農業体質強化基盤整備促進事業で事業主体はJA新函館であります。補助率は事業費の55パーセントで、これは国庫補助金であります。事業費の内訳としては、事業量としては、平成24年度、27ha、25年度、24.05haで合計51.05haを2カ年事業で実施しております。事業費につきましては、平成24年度が800万円、25年度が1千万円、合計1,800万円の事業費となっております。この内訳につきましては、平成24年度につきましては、800万円の事業費に対しまして、国庫補助金が440万円、自己負担額として360万円ありますけれども、この内訳としては、生産者が240万円、JAが120万円を負担しております。また、今年度助成に伴います平成25年度につきましては、1千万円のうち、国庫補助金が550万円、自己負担額として450万円ありますけれども、これにつきましては、24年度は生産者とJAが負担しておりましたけれども、生産者側も負担を検討されておりましたところ、これ以上の生産者の負担は大変困難であるということの判断に立ちまして、JAと木古内町と知内町の3者で3分の1を負担願いたいということであります。合計としては、最終的に1,800万円については、補助金が990万円、自己負担810万円となっております。うち生産者が240万円、JAが270万円、両町が150万円ということの内容であります。なお、補足と致しまして、助成金を150万円を計上した経緯につきましては、農協の試算では、両町での助成金300万円あります。これについては、均等割で3分の1、それから戸数割りで3分の1、頭数割りで3分の1という試算をしております。戸数割り及び頭数割りににつきましては、これは毎年度、頭数と戸数が流動的な要素となっておりますので、過去5年間の実績に基づいて、それぞれ算出しております。詳しいことでは、戸数割りでは知内町が過去5年間で57.9パーセント、木古内町が42.1パーセント、頭数割りでは知内町が36.5パーセント、木古内町が63.5パーセントとなっております。これを均等割を加味した場合、その結果、知内町の割合は、48.1パーセント、木古内町の割合が51.9パーセントと試算しております。また、木古内町は幸連牧場の開設、昭和42年の牧場整備事業、更に平成2年の草地更新事業においても、農協に対して相当の支援をしてきた経緯があります。また、知内共同育成牧野は、預託頭数の減少により、経営も困難ということで、平成11年度をもって閉鎖し、平成12年度から幸連牧場で両地区に差を付けず、1日1頭あたり同額の預託料としていることなどから、頭数においても両町において差はありますけれども、今日までの牧場運営に注がれた投資など、これまでの経緯を総合的に勘案して当町の助成額を木古内町と同額の150万円としたものであります。

次に4目農地費へ240万円を追加して、1,686万円とするものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金に重内地区の道営農業農村整備事業負担金として240万円を追加するものであります。

詳細につきましては、産業課資料の1ページをご覧ください。2の道営農業農村整備事業の負担金についてということで、これにつきましては、食料供給基盤強化特別対策事業（パワーアップ事業）で今年度事業費が追加されたことに伴いまして追加す

るものであります。用水路の負担率については、事業費の4%で、このうち町負担は実質3.25%、道負担が0.75%です。事業費の延長は、事業量の延長として用水路は1,648mです。事業内容としては、用水路工が事業費6千万円、そのうち受益者負担金が600万円、町負担金が今回240万円計上しておりますが、そのうち道補助金は45万円、実質町負担金は150万円となっております。

次に7目知内ダム管理費は、節の予算の組み替えであります。予算額は変わらず1,168万9千円となっております。内容につきましては、7節賃金、11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料については、委託費等の確定により不用額が見込まれることからそれぞれ減額し、18節備品購入費にバッテリー代として74万4千円を追加するものです。18節備品購入費の内訳につきましては、ダム放流警報システムの湯ノ里放流警報局及びミナゴヤ放流警報局、この2局の直流電源装置のバッテリーが経年劣化でセル電圧が低下したことにより交換するものであります。なお、2基地局のバッテリー台数は12台であり、現在のバッテリーは平成14年に更新しており、10年が経過しております。

次に2項林業費、1目林業総務費に6万円を減額して、867万3千円とするものです。内容につきましては、共済負担金の率の確定によるもので、4節共済費で6万円を減額するものであります。

次に3項水産業費、2目水産業費は、特定財源の組替えで予算額は変わらず4,277万円であります。補正額の財源内訳につきましては、当初予算で養殖漁場整備の地域づくり総合交付金事業で道補助金1,100万円を計上しておりましたが、この度、道から補助金800万円の交付決定があったことから道支出金で300万円を減額し、その他財源に農林漁業振興基金繰入金として300万円を追加するものであります。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

42ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から80万円を減額し、3,338万5千円とするものでございます。3節共済費、7節賃金は職員の異動に伴い補正するものです。

次のページでございます。2目下水道整備費に浄化槽設置費補助金として520万円を追加し、1億9,260万5千円とするものでございます。予算説明資料、見出し4をお開きいただきたいと思います。一番下の表でございますが、新築住宅戸数の増加により、当初予算に対して5人槽2基減、7人槽2基増、10人槽3基増を見込んで、今回補正したものでございます。

次に44ページでございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費に95万円を追加し、4,948万2千円とするものです。これは11節需用費で除雪車の修理費に不足が見込まれることから95万円を追加するものでございます。

次のページをお開きください。3目橋梁維持費に75万円を追加し、2,016万2千円とするものでございます。13節委託料で上の沢橋杓座拡幅設計委託料の追加でございます。小谷石にある上の沢橋ですが、地震の揺れで橋桁が落ちないように杓座という橋桁を支える部分でございますが、ここの面積を広げる設計をするものでございます。

次に46ページでございます。4目道路橋梁改良工事費から227万5千円を減額

し、4, 648万8千円とするものでございます。9節旅費で4万円の追加、13節委託料、15節工事請負費、22節補償補填及び賠償金で、町道森越稲荷線改良工事及び町道湯の里稲荷線交通安全施設設置工事の事業費確定により231万5千円の減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。49ページをお開き願ひします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から51万円を減額し、1億2, 54万3千円とするものであります。内容につきましては、2節給料で教育長の給料の減額措置と職員の異動に伴い36万円の減額と4節共済費では、共済負担金の率の確定により15万円を減額するものでございます。

次に50ページ、3目学校給食センター費から8万円を減額し、6, 537万2千円とするものであります。内容につきましては、4節共済費で共済負担金の率の確定により8万円を減額するものでございます。

次に51ページ、4項高等学校費、1目学校管理費に487万7千円を追加し、2億4, 753万9千円とするものであります。内容につきましては、2節給料から4節共済費まで教職員の異動に伴い、合わせて487万7千円を追加するものでございます。

次に52ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に16万5千円を追加し、5, 287万8千円とするものであります。内容につきましては、3節職員手当の通勤手当に6万5千円の追加と4節共済費に共済負担金の率の確定に伴い10万円を追加するものでございます。

次に53ページ、6項社会教育費、3目郷土資料館費については、補正額はありませんが、2節給料から4節共済費までの人件費の過不足分について、それぞれ追加減額をするものでございます。

次に54ページ、4目青少年交流センター費から67万1千円を減額し、932万8千円とするものであります。内容につきましては、昨年4月から青少年交流センターに配置しておりました舎監が、一身上の都合により10月31日付けで退職されたことから、1節報酬から4節共済費まで合わせて105万1千円の減額とその後任として12月1日から業務にあたっていただいている舎監に対する、舎監業務並びに生活指導等謝金として7節賃金と8節報償費に合わせて38万円を追加するものでございます。なお、後任の舎監につきましては、実は3月まで町のスポーツ振興アドバイザーとして勤務されていた方で、現在は北海道教育委員会の退職教員外部人材活用事業で知内小学校の非常勤講師として来年の3月まで午前中の勤務ということから、それまでの間、夕方5時からの勤務態勢をとり、交流センターに寝泊まりをしながら寮生の生活指導等にあたっていただくこととしております。

次に55ページ、7項保健体育費、1目保健体育費に5千円を追加し、3, 039万8千円とするものであります。内容につきましては、4節共済費に社会保険料の額の確定に伴い5千円を追加するものでございます。以上で教育委員会関係の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は午後1時と致します。

(休憩 午前 11時57分)

(再開 午後 1時03分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

それでは、会議を再開し、休憩以前に引き続き、説明を求めます。

歳入並びに地方債の補正について説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。補正予算の4ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。

9款1項1目地方交付税に756万7千円を減額し、19億5,748万9千円とするものであります。内容は今回の歳出補正に伴う財源調整として地方交付税756万7千円を減額するものであります。

次です。12款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料に60万円を追加し、165万1千円とするものです。内容は公園墓地使用料に4区画分60万円を追加するものであります。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に28万5千円を追加し、1億1,402万6千円とするものです。内容は、児童手当負担金に児童手当の追加に伴い、負担金28万5千円の追加であります。

次です。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に2,307万6千円を追加し、3,875万6千円とするものです。内容は浄化槽設置整備国庫補助金に設置数の増により53万円を追加し、地域の元気臨時交付金に交付決定を受けたことから町道森越稲荷線改良舗装工事分として2,254万6千円を追加するものであります。

次に4目総務費国庫補助金に3,496万8千円を追加し、4,556万8千円とするものです。内容は総務費国庫補助金で新たな難視聴対策事業費補助事業助成金に湯ノ里地区2組合の共聴施設対策事業分として合わせて3,496万8千円の追加であります。

次に5目衛生費国庫補助金に1億966万1千円を追加し、1億966万1千円とするものです。内容は疾病予防対策事業費補助金に交付決定を受けたことから、女性特有のがん検診推進事業費補助金として32万1千円の追加、地域の元気臨時交付金に交付決定を受けたことから、汚泥再生処理センター施設整備負担金として1億934万円を追加するものであります。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に3万7千円を追加し、7,766万1千円とするものです。内容は児童手当負担金に児童手当の追加に伴う負担分4万5千円の追加、保険基盤安定制度負担金に後期高齢者医療保険分として8千円を減額するものであります。

次に2項道補助金、2目民生費道補助金に192万1千円を追加し、1,598万3千円とするものです。内容は保育士等処遇改善臨時特例事業道補助金に事業の追加に伴い142万1千円の追加、社会福祉介護保険基盤整備事業道補助金に交付決定を受けたことから、高齢者等の冬の生活支援事業分として50万円を追加するものであります。

次に3目農林水産業費道補助金に255万円を減額し、3億3,121万3千円とするものです。内容は農業費道補助金に事業の追加に伴い、食料供給基盤強化特別対策事業補助金として重内地区分45万円の追加、水産業費道補助金で交付額が確定し

たことから地域づくり総合交付金事業養殖漁場整備事業分として300万円を減額するものです。

次に15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に72万9千円を追加し、1,716万7千円とするものです。内容は光ケーブル貸付収入に72万9千円の追加であります。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に300万円を追加し、1億1,444万7千円とするものです。内容につきましては、農林漁業振興基金繰入金に地域づくり総合交付金事業の養殖漁場整備事業分として300万円を追加するものであります。

次に20款1項町債、2目土木債に2,510万円を減額し、3,810万円とするものです。内容は道路橋梁債で事業費の確定により町道湯ノ里稻荷線交通安全施設整備事業分230万円を減額し、地域の元気臨時交付金の充当により町道森越稻荷線改良舗装工事分2,280万円を減額するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思えます。第2表地方債の補正、変更であります。道路橋梁債限度額4,750万円を2,240万円に変更するもので、起債の方法・利率・償還の方法については、変更ございません。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に順に行います。

まず、1款議会費。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

続いて、2款総務費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

議案とはちょっと別なんですけれども、町長の行政報告の中で、小谷石の砂防事業の話がされまして、事故があったということでもありますけれども、もう少しこれ詳しい現状と中身の事故の原因等詳しく、もし、ありましたらお知らせください。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。小谷石地区上の沢川の砂防ダムの濁水の関係でございますが、行政報告にもありましたけれども、10月の26日、小谷石地区で大雨が降りまして、その際、上の沢川の砂防ダムの水抜き穴から大量の土砂と濁水が流出したものであります。それで、直ちに施設管理者である北海道の方にその対策をお願いしてとりあえず、応急対策ということで、砂防ダムの上流側の方に型枠を設置して流出しないような今、対策をしております。それで、今のところは、もう濁水は出ておりませんので、綺麗な水が流れているんですが、その対策はあくまでも応急対策でありますので、地元もまた町と致しましても、恒久的な対策を速やかにお願いをしたいということでもあります。それで、この応急対策を終わった後に11月の8日の日なんですけど、道の方と町の方で小谷石地区に行きまして、応急対策、こういうふうにしましたという地元説明会をしました。それで、そのときも恒久的な対策をどうするのか、早く案を決めて説明してほしいということで、実は昨日、小谷石地区に行きまして、住民の方々に

恒久対策について説明をしたところです。その対策の内容につきましては、砂防ダムの下流側、正面から見える部分の水抜き穴にですね、鋼材を加工したものを水抜き穴に隙間を約8センチ程度空けてコンクリートにアンカーボルトで固定をする、そうすることで、土砂は流出しないんですけれども、浸透水は抜けるような形にしてやりたいということで説明をして、地元の方々の了解を得たところでもあります。それで、道としましては、予算の確保もあるんですが、砂防ダムの下から数えて1段目・2段目、大雨のときに流出した1段目・2段目については、3月までに何とかその恒久的な対策を実施したいということでもあります。それで、上段部分、3段目以降の上段部分については、今後、新たな予算要求をしながら何とか早急的な対策をしたいということで伺っております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

砂防ダム、こういう形で幾つか穴が空いて、水抜き穴があって、流れてきた石なり、いろいろ堆積して、それを上積みして、最終的にはまたそこが満杯になった状態になれば、また上に砂防ダムを新たな設置をするだとか、考え方はいろいろあるようでもありますけれども、とにかくまず、土石流、土砂等をまず止めるという役目の中で、基本的に穴の数、何でこんなに数があるのか、順番に埋まっていくから順番に穴を空けておくのか、まず、その1点。そして、全国的にこの穴、暗きよと呼んでいるところもありますけれども、呼び方いろいろなんでしょうけれども、この水抜き穴の事故というのは、全国的にあるんですよね。まして、過去の例を見れば、要するに県、これは今は地元は北海道ですけれども、それぞれの県、北海道が管理監督して、それぞれに対策を講じているんですよ。事故がある県では。例えば、2003年に事故があったときには、県の砂防ダムを一斉点検するように指示出しているんですよね。これは北海道に限らず、全国的に要するに指示というのは受けないのか、その事故の事例によって、北海道として何らかの対策を練らなかったのか、あくまでも目視等の管理だけで現状把握して、何ともないだろうという安易な考え方なのか、自分とすれば、いろいろな過去の事例を見れば、もう人災のような気がするんですよね。あちこちでそういう抜けるという事例があれば、やっぱり北海道の砂防ダムでも要するに抜ける可能性があるだろうという中で、要するにそれぞれがカメラを入れてどういう状況になっているとか、いろいろと点検する方法があるらしいですけども、そういうまず、点検をして、まず、その上での状況管理なら分かるんですけども、まず、その管理がそういう情報によって管理がなされていたのか。

それともう1点、最終的に行政報告でもありましたけれども、川底の堆積した土砂、洗い流したということなんですか、それとも、ある程度、そういう堆積物をすくいながら、川底の整理にあたったということなんですか、その辺、お尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

河床の堆積物の関係については、建設水道課長の方から後ほど説明していただきますけれども、まず、砂防ダムの管理なんですけれども、道の方では毎年春先に施設の点検はしているということでございます。ただ、堆積物の内容どうのこうのではなくて、砂防ダムの堤体自体の管理ということで、目視管理をしているということござ

います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

流出した川底の堆積物につきましてはですね、洗い流したということではなく、バックホーで撤去して、運搬排出したということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

砂防ダムの水抜き穴なんですけれども、下から5段あります。下から5段あるんですが、1段目は管径が600ミリの穴が2箇所、2段目は900ミリの穴が1箇所という形で、3段目も2箇所、4段目も1箇所、5段目も2箇所という形で5段の水抜き穴が付いていると。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

その穴なんですけれども、いろいろ文書を見れば、様々なんですけれども、まず、60センチの穴2つ空いて、上に90センチの穴がある、その90センチは工事の過程の中で埋めてしまうところもあれば、そのまま放置するところもあるらしいんですけれども、その工法というのは様々あるのかなという気はしますけれども、基本的に60センチを残す、90センチを残す、なぜ、その大きいものをわざわざ、60センチ、2つあったら、その上に90センチ作らなければならないのか、まして、そうやって抜ける可能性があるということであれば、90センチでなくても60センチでもいいわけですよ、単なる水抜き穴であれば。その辺の技術的なものも分かりませんが、ただ、今回はその90センチから越波した想定でありますけれども、多分、そこに大木等が引っかかって、最終的には腐れて抜けたんだろうという話なんですけれども、震災でもありましたよね、流動化液状化現象、どうやって腐れてくれば、液状化そうやって大雨が降ったいろいろな環境状況の中で、いずれ抜けるだろうという想定はしなければだめなんです。まして、この事例であれば、そのカメラによって石なのか、木なのかという確認をするということなんです。石であれば、おおぶん大丈夫だろうという判断付きますけれども、木であれば、いずれ腐るという判断しなければだめなんです。だから、北海道がそこまでなぜやらなかったのか、目視の状況あります、管理状況。ただ、写真を撮って、写真があるから写真を撮ってという言い方するんだけど、要するにダム、さっき課長言うように、ヒビ入っていないのか、あと、上の状況がどうなっているのか、その程度だったと思うんですよ。穴の状況はどうなのかという判断はしていないと思うんですよ。そういう意味で、自分は人災だと言っているんですけれども、その辺のやっぱりケアというものが、やっぱり認識不足だとか、やっぱり管理する以上は、過去の事例がどうなのか、全国的にどうなのかという事例を把握した中で、やっぱりそれぞれに対策を講じていくというのが本来の姿だと思うんですよ。まして、その北海道ではありませんけれども、それこそアユですよ、町長の。アユやサクラマスですよ、卵が全滅したとかいろいろと環境にいろいろなアクシデントを与えるわけでしょう。まして、今回なんて、漁場が要するに海の方の漁場、アワビの漁場なんですよ、そこが要するに一面、そ

の流れ出た土砂で一面埋まってしまったという話でありますから、甚大な被害だと思うんですね。まして、そこで漁師の方々がそれを採取して生活しているわけですから、金額によらずですよ、金額によらず。まして、それがいまだに漁業の方から被害状況、多分上がっていないから今日、上がってこないんだろうと思いますけれども、ただ、全国的なその流れを見ますと、やっぱり責任、県なり、道なんですよ、調査の対象というのは。これによってどういう被害がそれぞれ河川なり海に影響を与えたのか、北海道が調査して、各県が調査しているんですよ。そして、漁業者、または河川管理者の市や町になるんでしょうけれども、それぞれの方々と協議するというスタイルになっているんですよ。今回は何なんですか、ただ、破れた、あとの事後処理の説明だけでしょう。おかしいと思いませんか、その辺、町、そういう地域を預かる行政としてどうなんですか。判断は。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、1番議員からご指摘をいただきました。私も当然、そこで生活をしている漁師の皆様方がいる話ですから、それに影響がないようにということで、緊急にということで要するに機関の方に要請をして、そして、応急ということと、そして、昨日、今課長からありましたように、恒久的な対策ということであります。それで、その辺の対策については今、北海道で何とか予算を要するに付けながらということでありますので、ただ、今、ご指摘の部分は、こういう事象が発生したことの検証がきちんと行われていないのか、それから、その流れ出たものが要するに地元の漁業の皆様方にどのくらいの要するにそういう影響があるのかということ、これを北海道が積極的にということだと思しますので、それは私の方からもその辺は総合振興局の方に先般、別な会議で部長と会う機会がありましたので、その辺は伝えております。そんなことから、私もその辺はきちんと理解をした中で、二度とそんな状況にならないように万全の態勢を取っていただくということで、引き続き、要請をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

あと、砂防堤、そのほかに要するに外記川と道単の股瀬もあるんでしょう。これらの点検も早急にやっぱりそういう穴の状態がどうなっているのか、まず、確認を急ぐという対応をしていただきたいと思います。それと、町長の方からその調査の対応等、北海道、責任を持ってやってくれと、ただ、言っただけではだめなんですよ、町長。約束してこない。言っただけならやらない、きっと。その辺を真摯に事務方として受け止めて北海道に向かっていたいただきたい。町長がこうやって言っているんだから、やっぱりそれを事務方としてどうやって北海道に調査費なりいろいろな考え方を講じてもらうか、その辺の対応というのはきちんと事務方として煮詰めていただきたいと思えます。どうも、いろいろな考えが、浜は浜で大人の対応ですよ、大人の対応、私、大嫌いです大人の対応、予算、今、お願いごとがあるからあまり言わないでおこうというのが、今の浜の状況ですよ。まして、町だってあるんじゃないですか、そういう状況。そんな大人の対応はいいですよ、なぜ、こういう事故があったのか、ちゃんと検証をして今後に繋げるといって、やっぱり根本はちゃんと捉えてもらわなければ、た

だ甘くすればいいというものではないでしょう、今の対応で、やっぱり今後あるわけですから、今後、二度とこういうことが北海道で起こらないように、北海道の管轄者もやっぱりその辺は認識してもらわなければならないし、地域の治安を守る町としてもやっぱりその辺は十分、考慮して配慮していただきたいと思います。まして、その災害、これから多分、組合の方から上がってくるんだろうと思いますけれども、いろいろな考え方はあるでしょうけれども、大人の対応を度外視にしてやはり強く求めるものは求めて、今後、どのような対策をするのか、今、ちらっと聞いた話ですけれども、アワビの放流サイズを例えば3センチであれば、それをもう少し大きい形で早く生育できるような、年次で早く採苗できるような対応をしてくれだとか、いろいろ考えているみたいですがけれども、ただ、それによって賠償どうのこうのという話はしません。ただ、浜がそこで生活しているという現状、ただ、事後説明の中で、要するに対策をこうしましたということではなく、やっぱりもう少し真摯に浜のことも考えて対応していただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。2款、総務費です。

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

そのところに北島三郎氏の紅白50回のおめでとうの看板を立てられましたけれども、過日、町長、札幌でふるさと会のお祝いの企画を今やっているんだという話がありましたので、今回、予算がですね、総務企画課の方にも入ってこないし、農業振興課の方にも入って来ていませんので、そのようなお祝いを地元でもって、どのような関係でやるのか、あと何日もないですよ、人集めるのにしてもどうするのかなということもお聞きしたいと思いますので。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先般、8日の日ですね、知内町ブランドバザール終わったあとにふるさと会を開催をしていただいて、町内から各町内会長が出席した中で、私のちょっと挨拶の中で今回、紅白出場50回という、大きなふるさと知内町の町民としては輝かしい話だということで、今、それをどんな形でお祝いできるかということで検討していますよということをお話させていただきました。その関連であると思っていますけれども、実は今、サマーカーニバルの実行委員会の方が中心となって、どんな形でそれをお祝いできるかということは何回か検討をしているところであります。それで、報告を受けたんですけども、31日に中央公民館の方に町民の皆様方に集まっていただいて、何か大型スクリーンでNHKの紅白歌合戦を町民の皆様方と一緒に見て、そして、そこで新年を迎えて、要するに雷公神社の方に参拝という話で今、そういう時点までしか聞いておりません。その中で、NHKのその紅白歌合戦をそういう形で使うということになると、NHKからの許可が必要なんだそうです。そんなことで、営利を目的としてやらないということと、それは町長名でNHKの方に今、許可申請をしていますので、これは許可が出てくるんだろうと思っています。ただ、今、ご指摘の予算はどうするんだという話でありましたけれども、これはサマーカーニバル実行委員会が来年度、30周年という1つの節目の年でもあります。カーニバル自体が。そんなことから、北島御大といろいろと協議をした経過も聞いておりますし、その辺でできれば実行委

員会の予算の中で要するにどんな形で対応できるかということと、当然それは実行委員会に任せておく話ではありませんので、町も応援できるものについては、応援をさせていただきますよということでの話は実行委員会の方に伝えさせていただいています。それで、もし、その辺が出てきた場合については、実はふるさと創生の予算を今、計上させていただいています。その中で、町が企画するというのでその部分からいくらか使わせてもらうことも今、想定しながら、協議を進めさせていただいているということでご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

今、サマーカーニバルの実行委員会がその計画をしているんだと思うんですけども、日にちがないものだから、どのようなメンバー等が例えば、今、スクリーンを中央公民館でやって、新年を迎えるんだと。5人や10人集まったってこれ何も様になりませんね。であれば、人集めの部分もあるので、各町内会の方にも依頼があるのかなと老婆心ながら、そういうこともあるものだから、今、日にちもないことだから、どういうふうになっているのかなという部分で、町民は分かりませんね、でも、ちらちらと聞こえてくるのは、花火も上げるんだとか、こういうふうなものがあるのかといううわさは聞いていますけれども、その辺をですね、どうなんでしょうね、もう一度、お願いしたいと思います。町内会、かなり無理になりますよ。31日ですから。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、7番議員、町内会長ということもあるものですから、そういう心配でご発言をいただいたと思っていますけれども、私もやるのであればきちんと町民の皆様方の理解をしてもらえる周知方法、今、おっしゃるとおりであります。期間がもう迫っておりますので、そして、この前たまたま北島御大が知内町に来てることも確認して、それでここに要するに横断幕ということも想定しながら、今やっているということも聞いています。ですから、その辺の住民の周知の仕方、これは私も昨日ちょっと担当からこういう形で今、ということの説明申し上げたものを聞いておりますので、そのときに言わせてもらったのは、要するに如何に町民の皆様方が全員で要するに北島御大の50回をお祝いするというをやっぱり理解してもらう方法、そして、足を運んでもらう方法を考えなければいけないよということをおっしゃっていますので、これはちょっと日数は迫っていますが、きちんとその辺はお伝えをして、今、心配があるということも伝え申し上げながら、ちょっと対応を早急に詰めたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2款、総務費、ほかにございませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほど言い忘れましたけれども、川底は清掃したということなんで、海の方も是非、清掃するように、取れる範囲に堆積物を。

それと、ちょっと条例の改正の中で言い忘れて、質疑全然なかったんですけども、ちょっとぼけっとして通り過ぎしたんですけども、ちょっと質問していいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

どの条例。

◎ 1 番（西山和夫）

嘱託する者に対する報酬。

◎ 議 長（伊藤政博）

いいです。

◎ 1 番（西山和夫）

192万円を240万円とかいろいろありますけれども、これまず1つ、なぜ、今、上げるのかという理由を1つ、それと、今、現在ですね、192万円以内となっていますけれども、各報酬、現状でどの程度なんですか。上限になっているんですか、それとも、どの程度の差が、この以内から差があるのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。嘱託する者に対する報酬の関係については、改正の趣旨につきましては、職員の再任用にかかる給与、それが今回、月額18万5千円幾らということで決定をされましたが、それにその12カ月分とそれから、期末勤勉手当が2.1カ月ということで、14.1カ月分、給料手当が出るわけなんですけど、それと考慮して嘱託職員、今、現在、年額192万円であれば、月額16万円なんですけれども、それを年額240万円ということは、月額で20万円に改定をさせていただくということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そういう絡みですね、そうなれば、要するにこれってどう考えればいいのか分かりませんが、片一方は再任用ですよ、再任用は再任用の基準があって然るべきだと思うんですけども、それがこの嘱託の報酬まで上げなければだめなんですか、それに準ずるような格好にしなければだめなんですか。これ要するに幼稚園だとかいろいろありますけれども、全体が要するに職員をはじめ、全体的にアップするのならいいが、例えば、所長、園長だけが報酬がこうやってこれによって上がるというのがどうも解せない。ましてや上げる理由がないんだろうと思うんですけども、今の理由であれば、ならうということであれば。その辺、どういうふうに考えるんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。知内町が嘱託する職員については、過去の経過からいきますと、概ね退職者の方をお願いしている経過があります。それで、次年度以降、退職する方については、先ほども言いましたとおり、公的年金の支給開始年齢が引上げになるということで、年金が無収入の方を嘱託するという形になります。それで、従来の192万円、月額16万円についても、公的年金の一部、支給停止など、そういうことも勘案しながらの金額設定だったんですけども、今後は、次年度以降は、公的年金が支給停止、全く無収入になるものですから、そういうことも考慮しての改定ということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

基本的な考え方は理解します。ただ、今、報道等でいろいろと再任用に関しては、各企業やっていますよね、希望すれば使わざるを得ないというところもありますし、技術、要するに何十年、勤務して蓄えた技術を継承するためには、やっぱりそういう退職者、この制度を大いに利用して、要するに技術を教え込むんだという、そういう有効な手段もありますし、その捉え方というのは、いろいろあるわけですよ。悪く捉える方もいれば、意欲的に捉える方、これは様々だろうと思いますけれども、ただ、自治体の場合ですね、今まであるのであれば、今までのそっちの方に月額16万円なんぼですか、そっちに合わせたっていいわけでしょう、だめなんですか。確かに年金どうのこうのというのわかりますよ、それはみんな一緒でしょう。自治体だけがそういう対応になってるわけじゃないわけですから、やはりその辺を考慮したら、従来あるこの退職者の月額報酬に直した額、例えば、16万円ということであれば、16万円にならってもいいんじゃないですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

今の質問は再任用する人の給与を下げても良かったんじゃないかということね。その辺、再任用の1級職の18万円云々という根拠について。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

今、町が嘱託する職員の月額16万円というものに対して、今回、再任用、1級職で18万5,800円という金額、むしろ、現状の16万円に再任用職員も合わせた方がというご意見であります。実はこの関係については、職員の給与に関する条例等の中で、実は1級職、1番安い基準でございます。ですから、それを使わないとすれば、全く別枠で給料表を作るという形、それで、管内的な状況で言いますと、1級職を使う町村の方が多いですけれども、実は2級職を使うというところもあります。それで、いろいろこの辺、検討したんですけれども、やはり町内のいろいろな状況、そういうようなものを加味しながら1級ということでは考えました。それで、16万円ということも1つの考え方としてあるのではないかというご意見でありますけれども、実はこの関係については、逆に言うと、公務員の中でも例えば、教職員ですとか、それと民間企業、こういうところでも、民間であれば、例えば、退職後、再任用職員は、7割水準というところが多いようですし、それと、教職員には実を言うともっと相当高い金額の再任用の待遇になっています。そういうことからすると、いろいろな状況を勘案して、なおかつ、1級、これが最低のラインではないだろうかということで、実は検討したところなんです。それで、再任用職員は、それぞれ再任用期間、1年・2年・3年、最長5年ということでもありますけれども、町が嘱託する者については、主にその職種内容によって、保育所長ですとか、幼稚園長ですとか、そういうような職種がある。そういう場合に再任用の職員よりも大幅に下回るということは、逆に人材の確保ができるのだろうかということが1つあります。当然、これからそういう嘱託する職員を採用する場合に、退職者ということの基本を考えた場合に、例えば、嘱託を受けるよりも、再任用をやった方がいいということになってくるわけです。待遇的に。そういうようなことを考えると、均衡を取る意味でも実は再任用18万5,800円ということになりますと、2.1カ月の手当が付いて、年額で261万9千

円何がしになります。それで、今、嘱託する職員が月額20万円、年間240万円ということですから、それでも再任用職員よりも実は低いんです。それで、そういうようなことから、もろもろ勘案しながら、この辺、再任用の条例と合わせて、嘱託する職員の待遇の給料の見直しもさせていただきたいということです。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

いろいろ配慮したというのは分かりますけれども、ただ、先ほど2番議員からも出ていましたけれども、やっぱり新規採用があるんですね、裏には。やっぱりそれを抑制せざるを得ないような状況下の中で、こういう法律ですから仕方ありませんけれども、それらを考えた場合ですね、やっぱり2級というところもあるんでしょう、あるのであれば、私、また、なんかたかた1級じゃないとだめなのか、さっきの西部四町を見ても1級のところが多いというだけで、2級のところもあるということであれば、それぞれの自治体の判断で、1級・2級、若しくは、それ以下ということもできるんだろうと思いますから、あくまでも知内町はやっぱり新人、これからやっぱり自治の場合ですよ、特に。自治の場合、やっぱり再任用という自治の場合は、あくまでもボランティア精神だと思ふんですよ、年金どうのこうの空白どうのこうのではなくて、やっぱり後継者というか、自治の職員を育成するという立場の中で、再任用をして育てるといふ、そっちの方向だろうと思いますので、やはりある程度、ボランティア精神の中で、そんなに当然、金額求めているだろうし、これから、新規採用で入ってこようという圧迫をする気もないだろうと思ふんですよ、それで、先ほど計画の中で退職者が計画でもし6人いれば、ゼロになる可能性もあるわけですよ、その辺をやっぱり鑑みた中で判断していくということになれば、少しでも抑えた中で、新規にあくまでも町を委ねる格好の中で、再任用にはもう少し抑えた金額で我慢していただくというのが妥当だと私は思っているんですけれども、さっきの条例で可決しちゃったんですけれども、手遅れなんですけれども、その辺の考え方、もう少し。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1時01分 ）

（ 再開 午後 1時38分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、会議を再開します。

2款総務費、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、3款民生費に移ります。

3款民生費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、4款衛生費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

看護師賃金だとかいろいろ出ていますけれども、函館市だったと思ふんですけれども、報道で消費税8%に上がれば、病院関係がえらい損害を受けるんだという話があ

りましたけれども、何で受けるんですか。消費税が上がると、どういうものが関連して要するに経費のアップになるんですか。要するに薬剤だとか、そういう関係もあるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。うちの方で、今、診療所経営していますけれども、診療所でいきますと、やはり薬価、薬の改定が出てくると思います。ですから、薬価について出てきますから、診療費用が上がってくるのかなと思いますけれども、ただ、今、ここに出ています、報酬ですとか、賃金については、今のところ、このままの状態で行きたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに4款衛生費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、6款農林水産業費。6款よろしいですか。

続いて、7款商工費、公園管理だけですが、よろしいですか。

それでは、続いて、8款土木費。ありませんね。

9款消防費。ないようでありますので、10款教育費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

舎監の方が今回、退職されたという話でありますけれども、今後の考え方、お知らせ願います。

それと、もう1点、先ほど総務の方で再任用出たんですけれども、教育関係で、これに再任用した場合の影響、課題というのは多々あるんですか、報道等ではいろいろ出ていますけれども、これは北海道で決めて、それぞれ派遣してくるんだろうと思いますけれども、その人事の過程で再任用がくるの、再任用というのは、あくまでもここで退職した人が、ここに再任用できるのか、それとも、ほかで退職した方がこちらの方に再任用として改めて派遣されることもあるのか、その辺も含めて事業のやりくり、また、それも多分、先ほど総務で話をした定数のカウントと同じで、多分、来るタイミングになれば、定数勘定するんだと思うんですけれども、教育関係の現場というのは、果たしてそれでいいのかなというちょっと疑念もあるんですけれども、その辺の考え方。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

先に後の方からお話の方させてください。学校関係、教員関係の再任用は、今まではフルタイムとそれから、ハーフタイム、2つに分かれて使っていました。実際には、フルタイムの場合には、8時間勤務で勤務していただいて、例えば、退職教員の活用授業等々で、賃金面では詳しいことちょっと分からないんですけれども、ある程度のやっぱり金額を支払いながら年間400万円くらいだったと思うんですけれども、支払をしていると思います。これから無年金になるんですけれども、今、お尋ねにあったように、例えば、知内で退職した教員は、知内町の再任用になるかといったらそうではなくて、任命権者が北海道教育委員会ですので、道教委の方で全体を捉えて、本

人の希望を聞いて、振り分ける、ただ、そこで今まで問題だったのが、単身赴任手当とか、それから、住居手当とか、今まで支給されていなかったんですけども、これからは、例えば、渡島管内であれば、退職者のほとんどが居住地が中央になりますので、そのあたりで再任用の場所を自らが希望していたんですけども、それだけではキャパが埋まらないものですから、例えば、八雲や知内に来る場合には、単身赴任手当や通勤手当等も支払いますということで、今年度、そういう内容で決着が付いたように聞いています。

最初の方のまず、舎監の件なんですけれども、先ほど、議長の方からお話がありましたように、これからの考え方ということでお話の方させていただきます。9月の末に退任の申入れがありまして、あんまり急だったものですから、本人の意志を確かめて、何とか勤めていただきたいという慰留をしたんですけども、10月の末に退職なさって、実は11月いっぱい空白期間が生まれまして、その間に10月から11月にかけて後任の方を探していました。実際には先ほどお話ありましたように、今、知内小学校で退職教諭の活用事業で入っていらっしゃる方が舎監の方を引き受けてもいいということで、時間の方が非常に短い時間なんですけれども、仕事の方を担当していただいております。それまでの間は、高等学校の先生方、交代、交代で、寮の方、訪れまして、子どもたちに事故のないように配慮しておりましたので、今に至っているわけなんですけれども、これからですが、当面、今、代替舎監という名目ですので、3月の31日までこの名称で、この賃金体系で進めていって、来年度、4月1日からは、正式に舎監として、改めて任命していきたいなと思っております。それによって、青少年交流センターに寄宿している現在、確か19名の子たちなんですけれども、全道各地から来ている子たちもいますので、保護者たちにも安心してもらえるような態勢を取っていききたいと思っておりますので、ご理解をいただければありがたいなと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

再任用の関係なんですけれども、いろいろと問題点あるんですよ、指導力不足の人がいつまでも現場に止まるだとか、生活のために勤務するだとか、いろいろ職場の一体感が生まれないだとか、弊害的なものを上げているんですけども、校長会でね、ただ、自分とすればですよ、自分とすれば、この再任用うまく活用して、それこそやっぱり経験不足の教員もいるわけですから、それらをうまく活用しながら、まだまだ経験の浅い先生を育てていく環境が1つ生まれますし、そこからいろんなアドバイスもできるだろうから、連帯感逆に生まれるんだろうなという気がしているんですよ、ただ、人にもよりますよ、その再任用の。人にもよりますけれども、教育長の力で何とかそういった再任用の優れた方をやっぱり持ってきて、そういう指導力不足に欠けるような人たちの若手の育成というか、そういう人たちに配慮して育てていくというスタイルがベストだと思っているので、是非、採用していただきたい。それというのは、今回、ちょっと携わりあるのかな、厳しいところなんですけれども、ある担任のということで、やっぱり小学校から中学校に教育課程を変える過程の中で、担任が長期にわたって不在になるというのは、子どもにも当然不安感を与えますし、たとえそれを校長なり、教頭なり、他の先生が代替としてやったとしても、やっぱり担任なんですよね、特に6年生というのは、5年と違って。やはりそういう過程の中で、不安

定な形の中で指導できなかつたというのは、大変、心残りですし、子どもたちにも申し訳ないし、先生もまた申し訳なかつたという気持ちでいっぱいだったのかなという気はします。ただ、この判断ですよ、判断、教育長、以前、教育長とやったときは、大したことないだろうみたいな感じで、ちょっと私の聞き方悪かつたのかもしれないけれども、多分、早期に復帰してくれるだろうというニュアンスで聞こえてたんですよ、それが結果的に長期の不在になってしまった。いまだにやっぱりちぐはぐな状況が続いたということで、ほとんど1年間無にしてしまったという、子どもたちにすれば。そうならないようにも、その再任用で何とかケアしながら、やっぱり補うものは補って、補足担任みたいな感じで、そういう人たちを利用して大いに活躍の場を広げられるように、若手も育成をしていただければありがたいと思います。ただ、今回の件に関しては、教育長、どうですか。考え方として、教育長の判断、自分的にはある程度、いろいろな状況の中で、もう少し早めに判断すべきだったのかなという気はしますけれども、教育長としてお考えがあれば。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

今、最後の方にお尋ねあつた点について、お話の方させてください。当初、ちょうど修学旅行の前ですよ、何日か前にお休みをするということで、随分、心配もして、本人、診断書を持ってきて、1カ月という診断になったんです。医者の診断が1カ月だったものですから、ちょうど夏季休業中を絡めることによって復帰だろうと我々も思っていましたし、その後、元気に来ているような状況もあつたのですが、今、ご指摘のように、1週間のうちに何日間か休んだり、午前中來なかつたり、そういう状況は逐一把握していました。学校長とも随分、その間話し合いました。正直に言うと、早期にもっと退職か、休むか、はっきりさせるべきだという話もしたんですけれども、ご本人の意向と医者の判断とが両方ありまして現在に至って、今回、今月の26日から1年間という休職の期間で診断書の方いただきました。この間、生徒や保護者の方には随分、ご迷惑をかけましたけれども、それはよくこちらも承知しています。状況の方もよく把握しています。問題はたまたま今、学校の関係で、教員の定数がちょっと多かつたものですから、何とかやりくりはできたんですけれども、これから先のことを考えていって、教職員の精神的な疾患だとか、心の病等々が先立ての報道にもあるように、随分、数が多い状況です。よって、再任用の先生を使うかどうか、全く別個にしても、校内でのそういう支える態勢だとか、育てる態勢づくりというのは、道教委も含めて我々も十分、やっぱり検討していかなければならないものだと思います。ただし、それと合わせてですね、教職員のやっぱり勤務体系や仕事の時間、それから、今の先生方の持っている考え方、大変、複雑なものが絡み合っていますので、簡単な解決の仕方というのはなかなか見いだせないのが事実なんです。ただ、若手教員を本町の場合、来る確率も非常に高いんですけれども、その場合には、校内での態勢でどう育てていくか、それから、初任者の研修態勢を道教委の方にもお願いをして、今、ようやく形が少し見えてきました。今まで、初任者研修というのは、1年間でおおよそ済ませていて、150日ほど初任者研修にかけていたんですけれども、これを5年に引き延ばしてもらいました。5年間の初任者研修期間を教育長会としても申入れをしまして、設けていただいて、3年間と残り2年間、2つの2期に分けながら、今までやっていた150日間の研修を5年間分に分けて、少しずつになります。そうすると、

先生方、学校での自分の仕事と外に出る研修との兼ね合いがうまくいきますので、校内から空ける時間も少なくなりますので、体制としては随分、組みやすくなるだろう。合わせて、抜けた分の後補充の面も長期間にならないものですから、短期間ですので、そこも埋めていくのが可能だろうという方向になっていますので、これからは若手教員に対する研修の仕方として、新しい初任者研修の制度に大きく期待するものは持っています。最初の話に戻るんですけども、ただ、今回の子どもや保護者にご迷惑をかけた点については、確かに早くは承知して、早く動いていたつもりなんですけれども、なかなか医者との兼ね合い、本人との兼ね合いで今日まで至ってしまったということは、大変申し訳ないなという気持ちではあります。そこだけは気持ちをくんでいただければ、ありがたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

それと関係あるかどうか分かりませんが、中堅どころの先生方が要するに過去2年の間に4名なり5名なり異動がかかったと。確かに人事異動の問題ですから、そこにどうのこうのという気はありません。ただ、余りにも中堅を一気にがらっと代える。先ほどの連帯感という話がありましたけれども、それをまとめていた中堅の先生がいきなり2人・3人代わってしまった。その代わる1年前にそれらしき人物が入ってきたとはいえ、やっぱり連帯感がまとまるまでにやっぱり時間がかかるんですよ、ようやく今まとまってきたかなという状況だと思うんですよ、そういう中で、やっぱりある程度、人事には校長なり、教育長の意向が入るんでしょうけれども、やはり、この学校はどの人たちがまとめているのか、この人たちの異動がかかったときには、何年前にやっぱりそれらしき人物を手配しながら、育てていって、要するにそういう中堅どころが去ったときには、もう次の代わりが育っているというようなサイクル的なものがやっぱり大事なのかなと。今回、まさしく抜けた途端ですよ、やっぱり経験不足も当然ありますし、6年生、確か初めてだと思うんですけども、やっぱりそういう経験の中で、そういう中堅がどうアドバイスをしていくか、その連帯感がかけたせいで、相談なり、ケア、やっぱり相談の窓口はあるにせよ、やはり教員同士の繋がりというのはやっぱり偉大だと思うんですよ。その辺をやっぱり考慮した中でこれからもそういう人事に配慮せよといったら怒られるんでしょうけれども、そういう異動のときには、総合的に判断をしてやっていただきたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

教職員の人事ですので、基本的には本町での教職員の人事は、基準年数に基づきながら行っています。ただ、あと特殊な場合もありますので、ご本人の特殊事情に基づいてということで、ある程度、公平性を欠かないような異動の仕方についてはやっています。

それと、もう1つは、今回、北海道教育委員会、特に渡島教育局の方で管内の人事要綱を変えてくれというように、これも教育長会の方でお話もして、今まで渡島管内、A B C Dと4つのブロックに分かれていたんですけども、これを3つのブロックに再編させてもらいました。渡島教育局から50キロ圏内をAブロックとして、函館市や北斗市と同じAブロック、知内小中学校がそのところに入ることになります。よ

って、こうなることが、先生方からみれば、随分離れているのに不便なところでAブロックかという不満は出てくるんですけども、我々サイドからいきますと、これで若手は来ないと。少なくとも新採用で函館市内で4年勤めて、次の異動するのに5年目で知内というのが今までものすごく多かったですけれども、これは防げるだろうと。よって、ある程度、他管から10年ないし15年経た先生方を取ることが非常に可能になるということは、この人事要綱で見えますので、それらの要綱に則りながら、学校の教育活動が停滞しないように、先生方がお互いにつながっていけるようなことは、これからも工夫して参りたいと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

質問に入る前にちょっと休憩取っていただけますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午後 1時43分 ）

（ 再開 午後 2時01分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎ 4 番（松井盛泰）

交流センターのことで、今回、舎監の方が10月31日で退職された。今、金額的なことを先に言いますけれども、今回、そういうことで5カ月分、80万円減額されたと同時にですね、謝金が年間25万1千円の謝金も出ているはずなんですね。これ1カ月なら2万1千円ですよ。これは減額されないんですか。これ全部25万1千円を1年分として払ってしまったんですか。これはどうなっているのか。それから、舎監を頼んだときには、この人は最高だということで確か頼んだはずなんですよ。なぜ、辞めなければならないのか、その理由があったらお知らせいただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

私の方から前段の舎監の25万1千円についてご説明をさせていただきます。この25万1千円というのは、当初、舎監を配置したときに、休み等も当然あるので、その代替ということで組ませていただいております。実は今の交流センターに住んでいる方に月2万1千円を支払っているということで、前の舎監にかかる謝金ではないということをご理解していただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

前の舎監が退職したあと、交流センターにいる人に舎監の代わりにやってもらうというふうに理解していいの。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

そういうことではございません。先ほども説明したとおり、4月から舎監を配置し

たんですけれども、その方が例えば、休む場合の子どもたちの生活指導等々ということで、今、交流センターに住んでいる方に代替にかかる手当ということで、月2万1千円ずつ、これは去年からでございませぬけれども、今までずっと2万1千円ということでお支払いしてきております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと3回以上になるけれども、よろしいですか。前に舎監をやってもらった人に25万1千円の払う理由というのは、この舎監の人の時間外とかそういうことを考慮して25万1千円払いますということで了解取ったんですよね。舎監以外の人に1カ月に2万1千円を払うということではなかったんですよ。ここに原本持ってきてる。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと休憩します。

（ 休憩 午後 2時02分 ）

（ 再開 午後 2時05分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

まず、辞められた理由なんですけれども、順番から言うと、9月の末にご退任の意向がセンターを通じて、私の方にも通じてありまして、理由をお尋ねしたら、一身上の都合、我々もそれしか分かりません。何度かお話の方向だったんですけれども、それ以上のことを申しませぬので、我々の方も一身上の都合と言うことで、なんとか慰留をして、できれば3月まで勤めていただけないかということでお話ししたんですけれども、それより1月延ばして10月の末で退職するというふうに至ったわけなんです。よって、退職した理由を述べよといったところで、我々のところでも一身上の都合しか把握していないものですから、大変申し訳ないんですけれども、それにてご理解していただきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

退職した理由というのは、ちまたのうわさでいろいろな形で出ていますけれども、今、教育長の答弁の中で、1つだけ、センターを通じて分かったってどういう意味でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

最初、センター長の方に退職の意向のお話があったんです。それから、センター長の方から通じて僕もそれを聞いて、ご本人ともお話をしたという、そういう順番なんです。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

嘱託職員と言えども、任命権者については、教育長なんですよね。それセンターから来るという自体がおかしいことだよ。そこで、今回のこの賃金の中で、4カ月分、29万6千円みてますけれども、これは12月1日から代わりにやる舎監の人の賃金でしょう。これ1時間当たりなんぼになる。1日どれくらいみてる。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

後任の舎監につきましては、今、現在、知内小学校で非常勤講師として勤務してございます。来年の3月まで一応、午前中の勤務ということでございまして、日中、舎監としての業務が改めてないものですから、当分の間、5時から10時までの勤務ということでお願いをしております。1時間740円、最大、5時間ということで1日3,700円の80日分を予算計上させていただいているところでございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

最低賃金752円じゃなかった。

◎ 議長（伊藤政博）

734円かな。

◎ 4番（松井盛泰）

上がって752円じゃなかったか。違うか。分かりました。ただ、1つ、この舎監、全部、寝泊まりするんだよね。朝・昼・晩って、金あそこに払って、生徒と一緒にご飯を食べるんですよ。1日3,700円でどうやって食うんだ。ちょっとその辺が解せなかったものですから、あえて質問した。以上。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

先ほどご説明しましたけれども、来年の3月までは一応、5時からの勤務ということで、1食分は3,700円あれば十分なのかなということで考えています。ただ、できれば、4月以降もお願いをしたいということで話をしてございますけれども、現時点では、はい、分かりましたということまでいきませんが、4月以降の待遇につきましては、できれば嘱託ということで何とかお願いできないだろうかということで、うちの方では考えております。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

10款、教育費、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、歳出全般ではありませんか。

ないようでありますので、歳入並びに地方債の補正について質問を受けます。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ちょっと申し訳ありません。単純な質問なんですけれども、12ページ、地域づくり総合交付金事業で300万円、これは事業確定で300万円の減額、そのあとに積立金繰入14ページに300万円追加とあります。これ同じ事業の中で、片一方は事

業確定で減額して、片一方は基金から繰入というのは、ちょっとこれ詳しく説明してください。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。歳入の12ページ、水産業費道補助金で地域づくり総合交付金300万円減額したわけですが、これは養殖漁場整備事業の補助金の交付決定が確定し、これ当初で300万円多く財源として収入でみておりましたので、それが交付決定になって、300万円減額になったので、今回ここで減額をさせていただきました。ただ、事業費としてはこれでは財源不足になるので、14ページの基金をその分、300万円減額になった分、基金を充てるということで追加をさせていただいたということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

その確定による減額なんですけれども、当初見込みと要するに300万円狂ったということで、要するにそれを補うために財源から繰入れしたということなんですけれども、これ金額的にはちょっと大きいし、基金あるからいいようなものだと考えればそれで終わりなんですけれども、ちょっとその辺の精査というのは、北海道との詰めというのはどうなっていますか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

当初はこの交付金は2分の1以内ということでありましたので、ただ、このメニューについては、相当、全道的な中から20%とかなり限られた財源の中であったということから、今回は時間的にこういうことになりましたけれども、11月に残り300万円については、2分の1以内はちょっと満度には配分できなかったという内容であります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

確か記憶では、何カ年かの計画でやる事業ですよね、そうした中で、要するに事業、今年度の予定をこなすということであれば、減額に伴って、そうやって財源足りないから補填するという話になるんでしょうけれども、事業自体をその分、縮小することも可能だったわけでしょう。その辺の話合いというのはしたんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

確かにこの事業は5年間継続で漁組で予定しています。ただ、今回、事業費縮小も含めて、漁組では検討しましたんですけれども、ただ、春先の状況から資材が高騰しているということで、実際はアンカーの方、施設を50ということで、当初予定してありましたけれども、なかなか資材も厳しい状況から今、規模をですね、多少縮小しつつも、できるだけ進めたいということですね、ちょっと漁組としても厳しいよう

ですけれども、そういう状況です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

考え方でしょう。確かに事業を縮小して、組合も早期に何とか今年度の分は満度にやってくれというお願いは分かりますけれども、ただ、300万円懐から出るんですよ、300万円、要するに5年の継続であれば、また次年度、その次、あと残りの4年の中でその分を何とか計画の中で、うまくその2分の1の中に収めるようにして補填していくというのが本来の考えじゃないですか。これあえて町がその今年なんたかった組合で、自分的には今年度無理して、そんな5年の計画の中で何台か減らしたってそんなに影響はないだろうという感覚あるんですけれども、その辺が組合とすれば、何とか事業をやってくれということであれば分かりますけれども、ただ、基金から300万円出るといって、全くそれが単費で出ていくわけですから、300万円の財源が、貯金なくなるんだよ、その辺を考えた場合、もう少し説得の余地があったらと思うんですけれども、強く説得したんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、養殖施設の関係での質問でありますけれども、こんな考え方をしていただければと思うんですよ。地域政策補助金というのは、定額補助金ではないんです。要するに事業費がやっていて、当初、申請します。その中で、今の5セット、ウニかご200籠をやるということで、2,300万円の申請をしました。ところが、今、課長言うように、口頭で5セットを要望したんですけれども、5セットの設置は無理でありますよと、それで、4セット2,300万円の予算でやれる範囲で何とかやりたいということで、5セットを4セットにしています。ウニ籠200籠は予定どおりやっています。その中で北海道としても今、こんな状況の中で地域政策補助金というのは、北海道の中でも一番地域から要望がある補助金でありますので、全体枠の中でそれを調整しなければならないということも現実であります。そんなことから事業費については、2,300万円で当初の目的よりもセット数は落としましたけれども、予定の事業をやったということでもあります。ただし、その中で、地域政策補助金が全体の枠の中で要するに以内ということなので、300万円を要するに減額されて内示を受けたということでその対応として、その分、事業費が落ちれば、要するに基金からの繰入れというのは考えなくていいんですけれども、事業は事業としてやりました。その財源対策として地域政策補助金が300万円の減額で内示をされたということでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。歳入並びに地方債の補正について。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は2時35分とします。

(休憩 午後 2時21分)

(再開 午後 2時39分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第8号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第8号、『平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

議案第8号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について。

平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,017万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

4ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に156万6千円を減額し、3億9,843万4千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保険者の負担分として156万6千円の減額であります。これにつきましては、このあと、3目の一般被保険者療養費に不足が見込まれることから、療養給付費から組替えするものであります。

次に5ページ、3目一般被保険者療養費に156万6千円を追加し、556万6千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で保険者負担分として156万6千円の追加であります。不足が見込まれることから追加するものであります。

次に8款1項保険事業費、1目保健衛生普及費に13万6千円を追加し、788万7千円とするものであります。

14節使用料及び賃借料でマイクロソフトライセンス料として1万9千円の追加、18節備品購入費で特定健診等データ管理システム用パソコン11万7千円の追加であります。これにつきましては、現在使用しているパソコンが5年以上経過したことから、新しいシステムに耐用されたパソコンに更新するものであります。

次に7ページ、11款諸支出金、1項3目償還金に771万1千円を追加し、771万6千円とするものであります。23節償還金利子及び割引料で国庫補助精算返還金と771万1千円の追加であります。これは24年度決算に伴う返還金が生じたことから過年度分と合わせまして追加するものであります。

次に12款1項1目の予備費に823万1千円を減額し、104万8千円とするものであります。予備費から823万1千円を減額するものであります。

次に歳入を説明致します。3ページをお開きください。3ページ、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に38万4千円を減額し、3,830万2千円とするものであります。財政安定化支援事業繰入金として支援分38万4千円の減額であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第9号、『平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第9号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,867万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明を致します。5ページをお開きください。5ページ、1款総務費、2

項徴収費、1目徴収費に6万円を追加し、33万1千円とするものであります。11節需用費の消耗品費として2万円の追加、12節役務費に通信費4万円の追加であります。追加につきましては、広域連合より高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されたことから補正するものであります。

次に6ページ、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金に55万1千円を減額し、5,579万6千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の事務費負担分として54万円の減額、保険基盤安定分として1万1千円の減額であります。これにつきましては、額の確定に伴うものであります。

続きまして、歳入を説明致します。3ページをお開きください。3ページ、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に55万1千円を減額し、2,363万9千円とするものです。事務費繰入金として、連合経費54万円の減額、保険基盤安定繰入金として北海道分8千円、町の方分3千円の合わせて1万1千円の減額であります。

次に4ページ、6款広域連合支出金、1項広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として6万円の追加であります。これにつきましては、特例交付金として6万円を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第10号、『平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第10号、平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、総則でございます。平成25年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

1 款水道事業費用、1 項営業費用に 1 6 万円を追加し、9, 0 6 6 万円、1 款水道事業費用合計 9, 3 6 3 万 8 千円とするものでございます。

次のページをお開きください。平成 2 5 年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。

支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目総掛費の備用品費に 1 6 万円を追加し 6 6 万円、1 款水道事業合計 9, 3 6 3 万 8 千円とするものでございます。この 1 6 万円につきましては、新しい会計システムの導入によりまして、水道メーターの検針票、これを新たに印刷する必要が発生したことにより、追加するものでございます。以上、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を許します。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 1 0 号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第 1 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 1 8、意見書案第 1 号、『森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 8 番（吉田峰一）

意見書案第 1 号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について。

地方自治法第 9 9 条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日提出

提出議員 吉田峰一、賛成議員 西山和夫、木村 一、山田 颯、松井盛泰、泉政栄、森永 勉

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要と

なっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
 2. 森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
 3. 環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。
 4. 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。
 5. 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。
 6. 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。
 7. 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組の推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日 提出 北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣

以上、よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、意見書案については提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出席承認について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第19、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。本定例会に会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回知内町議会定例会を閉会します。
どうも大変、ご苦勞様でした。

(閉会 午後 3時00分)